

臨床法学教育学会創立10周年記念第1回プレシンポジウム

日 時： 2016年7月23日（土）13時～17時

会 場： 早稲田大学27号館2階202教室（早稲田キャンパス）

テーマ： 法曹養成と法科大学院の論点——次の10年に私たちは何をすべきか？

※各登壇者の所属・職位はシンポジウム時点のものである。

●趣旨説明

四宮啓（國學院大學教授・弁護士）：定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私、現在、臨床法学教育学会の理事長を仰せつかっております國學院大學の四宮（しのみや）と申します。この学会を代表いたしまして、本日、週末にもかかわらずご参集いただいた皆さまと、それからご報告をご担当、ご快諾くださった皆さまに心から御礼を申し上げます。

私どもの臨床法学教育学会は、司法制度改革が提言した新しい法曹養成制度、法科大学院を中心とする法曹養成制度の教育方法として、臨床教育が持っている法理論と法技術、専門職責任というものの涵養（かんよう）に対する優れた教育効果、それから、リーガルサービスを受けづらい人々に対して、法科大学院生がリーガルサービスを提供していくという社会貢献、これらの教育方法としての可能性を共有する研究者教員と実務家教員とが集まって創設したものでございます。その後、この臨床法学教育を普及・発展させる観点から、さまざまな調査、研究、提言を行ってまいりました。

しかし、ご案内のように法科大学院を中心とする法曹養成制度は現在、大きな困難に直面をしております。その原因についてはいろいろなご意見があり得るところとは思いますが、10年を経過した現在、大きな抜本的な改革が必要であるという点については、皆さま、異論のないところではないかと思えます。

私どもの学会は来年創立10周年を迎えますが、今年は10年目に入るということから、来年へ向けて法曹養成プロセスの在り方を再検証して、根本から問い直す作業をしていこうと話合っております。

そして、その第1段階として、過去10年間の法曹養成と法科大学院教育の経過を検証して、次の10年を展望するために、本日のプレシンポジウムを企画した次第であります。

今日のシンポジウムの内容は、お手元のプログラムのとおりでありまして、大変盛りだくさんではございますけれども、重要なポイントを、優れた方々にレポートしていただき、また討議をしていただくことになっております。皆さまの活発なご議論を期待したいと思います。

それでは最初に、基調講演を東京大学のダニエル・フット（Daniel H. Foote）先生にお

お願いしたいと思います。フット先生については、私をご紹介をするまでもないと思いますけれども、アメリカの法曹養成教育についてはもちろん、わが国の法学教育、法曹養成教育、これらを改革前から観察してこられました。そして、司法制度改革の際には、新しい法曹養成制度に関する検討会の委員もお務めになって、新しい制度の構築に参画をされ、またその後10年間観察を続けてこられました。

それでは、フット先生に基調講演をお願いしたいと思います。題して、『日本の法学教育印象記』30年後の再考——実務教育を中心として——』ということでございます。ではフット先生、よろしくお願いいたします。(拍手)

●基調講演

ダニエル・フット 『日本の法学教育印象記』30年後の再考——実務教育を中心として——』

ダニエル・フット (東京大学教授) : 今日パワーポイントなしで、配っていただいたそのレジュメに沿ってというよりも、飛ばしながら話したいと思いますけれども、4年前、ヘイスティングス・ロー・スクールで、宮澤先生に呼ばれて、私なりに法曹養成改革の包括的な論文を書いたつもりです。その論文はちなみに、憂鬱となるような相当悲観的なものです。今回の話について、四宮先生に、「少なくとも少し明るい話もしてね」と言われました。そのように頼まれていましたので、3週間ほど前に法科大学院の学生たちに聞きました。「最近、何か明るい話はないのか」、と。そうしたら、皆ポカンという表情でした。ですが、私なりに考えたら、明るい話をするために、より長いスパンで見れば相当明るいことは言えるのではないかということに気がつきました。

まず思い付いたのは、21年前にマクレイト・リポート (MacCrate Report) について日米法学会で報告をしたことです。法曹養成のテーマを本格的に取り上げるようになったのはそのあたりからなのかな、と思っていました。しかし、よく考えたら、さらに遡るわけです。一番最初、日本の法学教育について論文を書いたのは、30年、ちょうど30年前のことです。外国研究生として東大で勉強した後で、ハーバードと東大とを比較したものです。先日、その論文を恐らく28年ぶりに読み直してみました。あの当時の法学教育の状況を思い出しますと、随分良くなったことはわかります。ですので、最近だけのことを考えると、かなり苦労していて、難航しているようですが、20～30年前の長いスパンまで視野を広げると、明るい材料はたくさんあるように思います。

レジュメにありますように、30年前の私の日本法学教育に関する印象とは、まず、一方的な講義方式のことです。当時、講義を聞いていた際、よくうたた寝をしていました。当初、日本語で2時間も集中するのはつらいからだと思い、外国人だからそうなるんだ、と思っていました。でも、周りを見ると日本人の多くもまたうたた寝をしていました。中には刺激的な内容のものもありましたけれども、ハーバード・ロースクールの活発な双方向的、多方向

向的な授業を経験していた私にとって、結構退屈であるというように思いました。もちろん『ジュリスト』には眠くなるという言葉は使っていませんけれど（笑）。

とにかく大教室での一方的な講義について、あまり刺激を感じなかったわけです。ですが、ゼミの状況はだいぶ違っていました。特に印象的だったのは、星野英一先生のゼミでした。そのゼミは、最高裁の最近の民法判例を取り上げていたものですが、その雰囲気は、まさにハーバードの授業と同じようでした。が、50人程度の相当大きいゼミで、星野先生は双方向的、多方向的なアプローチを使って、毎回毎回活発な議論が繰り広げられました。30年も前にその経験をしたので、日本人の学生は双方向的な授業に向いていない、他の人と意見を交わすような議論には向いてないなどといわれると、そのゼミを思い出して、決してそういうことはない、と確信しています。教員は慣れていないかもしれませんが、しかも何百人の講義では双方向的なアプローチはできないかもしれませんが、しかし、学生は向いていないとは決して思えません。

ですが、30年前の他の印象として、講義だけではなく、多くのゼミにおいても、理論ばかりを重視していたことです。実務教育はもちろんほとんど行われていなかったが、実務的な視点さえほとんど紹介されていませんでした。さらにもう一つの印象としては、「ダブルスクール現象」という言葉はまだ使われていませんでしたけれども、もう既にそのような現象が始まっていました。私の知り合いの学部学生の中で、週20時間、司法試験の勉強をしているとか、予備校に通っているなどということを経験したことを30年前も聞いていました。

その後、東大ではいわゆる専修コースができて、1991年と1998～99年に、2回ほど客員教授として教える機会がありました。その間、少しずつビジネス法や実務を意識した教育が増えました。自分にとって特に印象的だったのは、これは私の提案ではなく、菅野和夫先生の提案でしたが、1999年に実施した「ADR a la carte」というゼミです。実務家も呼んで学生にシミュレーション、ロールプレーで mediation あるいは交渉のロールプレーもさせたものです。その例が示すように、まさに中には、実定法の先生で積極的に実務教育を取り入れようとする人もありましたが、しかし、私が教授として着任した2000年の時点で、まだ非常に少なかった。それは、学生達がそのような科目を希望していないからではなくて、むしろ教員達が提供していなかったからです。その状況を示すのは、私が2000年冬学期から提供し始めた「国際契約交渉」というゼミへの学生の反響です。ビデオ会議施設を使って、ワシントン大学と結んで、企業の合併ですとか、企業の買収ですとか、そういう大規模なシミュレーションを用いて、日本側と米国側の学生のチームが交渉をし、契約を作成する、という内容のゼミです。当初そのゼミを提供したとき、大学院生6名、学部生12名の定員となっていましたけれども、その学部12名枠のところ100人以上が申し込みました。ですので、当時東大ではそのような実務教育がほとんどなく、そのゼミは目新しいものであって、あれだけ関心が強く、学生が積極的に参加したわけです。

そこから考えると、その後法科大学院ができて、法学教育も随分進歩しました。司法制度改革審議会は幾つかの点で甘い見方をしていたにちがいないが、しかし、理念としては褒め

べき点はとても多いように思います。レジメには幾つかリストアップしましたが、例えば、21世紀の法曹像として、社会のさまざまな分野で活躍する弁護士というふうに見ていたり、あるいは、何よりこの学会では理論と実務を架橋する教育という理念が極めて重要です。

確かに宮川先生の論文が指摘したように、意見書には「臨床教育」は明言していないというところはそうだったろうと思いますけれども、しかし、関心があったには違いない。東大での客員としてのポストがおわった1999年の秋から、教授として東大に着任した2000年夏までの間、ワシントン大学で教えていましたが、2000年春に司法制度改革審議会の佐藤幸治会長と吉岡初子委員がアメリカのロースクール視察のためワシントン大学を訪れたが、私どもオーガナイズしたプログラムの中に臨床クリニックを担当する先生がプレゼンテーションをしました。クリニックの全体像、そして、その先生の担当する **child advocacy clinic**、児童のためのクリニックの紹介をしましたけれども、2人とも、佐藤先生や吉岡先生は大変関心が強く、特に虐待を受けた児童の案件を、生の案件を学生が担当しているという話を聞いて、ほんとにそんなことがあるのかという、そういう感じで大変関心が強かったわけです。ですので、明言はしていないかもしれませんが、決して提供すべきではないという、そういうことではないはずです。

レジメでは、司法制度改革審議会意見書およびその提案に基づいて出来上がった法科大学院制度を中心とした法曹養成制度改革の「インパクト」のところで、「上記のすべての面」と書きましたが、しかし、「上記の面」の一つは、改革審議会の司法試験の位置付けについて打ち出した、司法試験という「点」から教育の「プロセス」へという転換です。今から考えると、そのようなインパクトがあったと言われるのは嘘のように思われるかもしれません。しかし、当初はまさにそのようであったように覚えています。つまり、法科大学院ができて最初の半年ぐらい、ほんとうに学生たちは伸び伸びと、司法試験をあんまり心配しないで伸び伸びと勉強していたわけです。しかしながら、1年目の秋に確か朝日新聞が、合格率は7割、8割って書いてあるけれども全然そのような見込みがなくて、これは3割、4割になるであろうという、その記事が出ました。そしてその記事が出た途端、雰囲気が変わったように私が覚えています。

ですので、その「点」から「プロセス」へ、という考え方は長続きしませんでした。また、自分から見て、法科大学院制度を設ける理由としてあるいは最も重要であったはずの、社会人や他学部出身者等の入学者の多様化は、徐々にその影が薄くなっています。それでも、他の面では相当インパクトがあり、定着しつつあるものもあることを忘れてはいけないうように思います。中には組織内弁護士、公務員弁護士、法テラスや公設事務所で活躍する弁護士、ビジネスや予防法学を専門とする弁護士等の増加に見られる職務拡大や法曹の役割の拡大で、改革審が予想した「社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する」弁護士が増え続け、そして法曹内の流動性および法曹から経営、営業その他の分野への流動性も増え続けるはずです。また、そのような傾向によりやがて法曹像自体の変化が起きるだろうと思います。この変化が、今後の日本の法曹および法曹養成制度に加えて、日本の社会にとっても重要な

影響を及ぼすだろうと思います。

法曹の役割や法曹像の変化も関係しますが、残りの 20 分で、今日の中心的な話である、実務教育および理論と実務を架橋する教育関連の改革に移りたいと思います。

先ほどお話したように、2000 年以来、国際契約交渉という科目を担当してきました。自分の法律事務所での経験も生かそうとしているが、その経験が古くなっていることもあって、最初からワシントン大学側では実務家と共同で、そして 10 数年前から東京大学側でも実務家か実務家教員と共同で担当してきました。交渉に加えて、クライアントに対するインタビュー、契約書の作成・修正等、実務の要素を多く取り入れて、理論と実務を架橋とする科目を目指しているが、国際関係も当然に重視しているし、利益相反等、毎年法曹倫理のディレンマの要素も取り入れようとしている。数年前、中央大学法科大学院のローゼン先生による、日本の法科大学院では国際化はなぜもっと進まなかったのか、という研究発表からヒントを得て、アメリカのロースクール教育との比較の観点から、国際化に加えて、実務教育および法曹倫理教育に関して、アメリカではなぜ発展してきたのか、そして日本ではなぜ低迷しているのか、というテーマで（レジメの IV で引用した）論文を執筆しました。その準備において、100 年以上前からの、様々な文献を調べましたが、レジメには、私なりに作ってみた一応のタイムラインを挙げてあります。後から原動力の話もする予定ですが、まずそのタイムラインの中からちょっとだけ印象的な特徴を紹介したいと思います。

19 世紀までさかのぼりますと、アメリカではそれこそ実務教育中心でした。見習い、法律事務所での徒弟制度ですけれども、ハーバードのような学問的ロースクールが出来上がるまで、そのような実務教育が主流でした。ラングデルのもとで、ハーバードが実務的教育を完全にやめて、学問的教育のみに切り替えてから、ハーバード大学の中でも、他の学部の学部長がその方針を批判して、実務教育をしていないのはおかしい、それもぜひ取り入れるべきであるという主張をしたほどです。それでも、ラングデルは自分の学問的アプローチに徹して、実務教育は後からやるものであり、ロースクールでやるべきなのは学問としての法の習得に専念すべきである、という立場をとりました。模擬裁判の伝統はちゃんと維持しましたが、それ以外の実務的教育はむしろ意図的に排除しました。

その後、実務教育も重視すべきである、という主張はときおり出ました。もっとも著名な例は、カーネギー財団の委託により行われた調査です。カーネギー財団は、専門教育に関してずっと関心を持っていて、医学をはじめとして、様々な分野における専門教育について調査を委託してきました。法学の分野において、カーネギー財団の委託した最初の研究は 1914 年に発表されましたが、その中で、医学との違いを指摘して、ハーバード等のエリートロースクールにおいて実務教育が提供されていないということを大きな問題点として批判をしました。その後、30 年代に入ってから、Jerome Frank の提示した Clinical Law School の案が代表的で、リーガル・リアリストたちはロースクール教育に Clinical legal education を取り入れるべきであるなどという主張をしましたが、一部の試みを除いて実現しませんでした。1947 年に全国規模で、ロースクール学生の会議が開かれました。それはちょうど

戦争が終わった後で、戦争から戻ってきた人たちが中心で、ですので、それこそ国際経験や社会的経験があり、あるいは豊富な人生経験を持っていた学生達でした。彼らも実務教育の欠如がロースクール教育の大きな問題点として指摘しました。その主張に対する、ロースクール側からの基本的なレスポンス (response) は、これはレジメの 2 ページ目ですか、確か。年を取って、目が遠くなったので、自分用にもっと大きい字のものを用意しました (笑)。ページが替わってます。レジメの 2 ページ目の一番下のところにありますが。まず、ロースクール側からの代表的なコメントは、ハーバードの Griswold 学部長の発言：「学生のくせに、よくも口出しをしたもんだ。教育の内容を、我々学者、教育の専門家に任せるべきです」と。恐らく現在でも日本で似たような反応があるのではないかと思いますけれども。そしてアメリカの当時の学者、教育専門家達の基本的なスタンスも、現在の日本と似たようなものでした。つまり、これもレジメの 2 ページ目にあるますが、次の通りでした：①ロースクール教育の中心は分析能力の育成であり、その方針が適切です②ロースクールの教育年限は 3 年間だけで、スキル教育等、従来の科目以外を取り入れる余裕がありません③ロースクールはそもそもスキル教育に向いていません、そして④スキル育成は、見習いや *on the job training* 等で、法律事務所が行うべきです。そのようなスタンスでした。

アメリカにおいて、そのようなスタンスは、ハーバード等のエリート、学問的ロースクールが主流となった 20 世紀の初頭までさかのぼり、1970 年代まで概ね支持されていました。先ほど申し上げたように、いまだに、日本において実定法の先生達の多くは、全く同じように考えているように思います。しかも、日本の場合、司法研修所の存在も大きい。つまり、日本において、法律事務所に入ってから *on the job training* に加えて、司法研修所や実務修習での研修もあるわけです。ですので、日本の場合、法学部や法科大学院の先生達は、スキル教育を研修所に任せれば良い、と考えているようです。

アメリカの話に戻りますと、学問的なロースクールはずっとスキル教育に抵抗していたのですけれども、しかし、徐々に変化が起きました。まず、1950 年代には *research and writing* の科目が徐々に増えて、また、相談所みたいな、*Legal Aid Bureau* みたいなものも徐々に増えました。その *Legal Aid Bureau* のほとんどは無単位のもの、あるいは多くても 1~2 単位だけのものでしたけれども、それも徐々に増えていきました。しかし、クリニックの普及に特に重要だったのは、1960 年代後半の *Warren Court* 時代の最高裁の一連の判決でした。低所得者等、資力の足りない人向けのリーガルサービスを提供しなければならない、という内容の判決です。判決以外にも、リーガルサービス拡充を呼び掛ける運動が強くなりました。弁護士会の多くは、その理念を強く支持しましたが、弁護士自身が低い報酬でサービスを提供する、という話になると、引き受ける人が少なかったです。ロースクールの学生が、指導のもとでそのようなサービスをタダで提供する、という認識が広まると、多くの州で弁護士会が飛びついて、幾つかの条件を満たした上級の学生達に特別代理資格を認める制度が普及しました。そのような後押しもあって、1960 年代、70 年代からクリニックが徐々に増えたわけです。学問的教育筆頭のハーバードでさえ、私が学生だったのは 78 年

から 81 年ですが、ハーバードにおいても既にクリニックは幾つかありまして、学生の間では大変な人気でした。

とは言っても、当時の研究者教員、**traditional tenure-track** 教員の間では、まだ相当強い抵抗がありました。しかしながら、そこからクリニックその他のスキル教育が爆発的に増えました。ハーバードもそうですけれども、アメリカ全国で爆発的に増えたわけです。最近、2014 年に、アメリカ法律家協会の認可を受けているすべてのロースクールに対してカリキュラムサーベイを行いました。半分以上のロースクールが 10 以上の **professional skills course** を提供している、との結果です。8 割ぐらいが少なくとも次の三つの科目を別々のクラスとして提供している。その三つとは、**client interviewing and counselling** (インタビュー・カウンセリング)、交渉、そして **mediation** です。そしてほぼ全てのロースクールがクリニックを提供していて、しかもほとんどの場合 **live-client clinic** も含まれています。

さらに、最近の注目すべき動向として、「統合へ」というテーマ、英語では **Integration**、は、だんだんと進んでいる。ここでいう統合とは、①**Doctrine**、法理原則または法理論、②スキル、そして③**法曹倫理**という三つの要素を、同じ科目に統合することです。

すでにご存知の方は多いだろうと思いますけれども、この動向を明確に示すのは、2014 年に行われたアメリカのロースクール認定基準の改正です。レジメの 3 ページ目の下にその概要があり、そして別の配布資料に関連ルールの原文が載っています。特に重要なのは、まず **Standard 302** にある **learning outcomes** 設定の義務化です。ここでいう **learning outcomes** は、意味としては日本における到達目標に近いものだと思いますけれども、その内容を見ると、日本の「共通的な到達目標モデル」とずいぶん違います。確かに、実定法の知識と理解は最初に挙げられていて、そしてその次は分析能力ですが、そのほかにも、リサーチ能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、専門責任・法曹倫理、そして「その他法曹にとって必要である専門的スキル (**professional skills**)」はすべて明言されています。さらに、「その他必要な **professional skills**」の中身について、解釈 (**Interpretation 302-1**) の形で、代表的なスキルのリストが載っています。そのリストは、添付の最後のところにありますけれども、そこにはインタビュー、カウンセリング、ネゴシエーションなど、かなり長いですが、載っています。

2014 年の改正で、もう一つとても重要な変更は、**Standard 303 CURRICULUM** の中で、**303** の (a) の (3) に、**experiential course** 修得の義務化が設けられたことです。ここでいう **experiential course**、訳すると「経験的な科目」ですが、まず **303(a)(3)** の本文に「経験的な科目」の種類をシミュレーション、クリニック、またはエクスターンシップ (**Externship**) に限定しています。さらに、経験的科目として認められる条件は **303(a)(3)** の (i) から (iv) に明記されています。その条件のリストは添付資料に載っていますが、ここで一つだけを紹介したいです。それは、先ほど触れた「統合」という条件です。つまり、経験的科目としてカウントされるために、**"doctrine, theory, skills, and legal ethics"** を統合したものでなければなりません。ここで特に注目していただきたいのは、ロースクール卒業、修了のために少なく

とも 6 単位分の経験的科目を取らなければいけないことになりました。

この改正が行われる前に、すでに幾つかのロースクールでクリニックその他の経験的科目の修得を義務化していましたが、2014 年改正で認定基準として全てのアメリカのロースクール学生が、少なくとも 6 単位を取らないといけないことになったわけです。アメリカの臨床法学教育学会は、15 単位にすべきであると主張していましたが、臨床教員にとって、6 単位だけにとどまってしまったのは不満であるようです。しかし、そこまで進んだということは、アメリカではスキル教育の重要性、いや必要性の認識がここまで定着したという重要な意味もあって、しかも、さらにこういった **experiential course** の開設に影響を及ぼしていくにちがいないはずです。

ですから、このようにアメリカでは臨床教育の必要性に関する理解が徐々に増えてきて、今ここまで来たということです。これから、認識がここまで進んできた理由は何なのか、原動力は果たして何だったのか、というテーマに移りたいです。

もちろん、実務家教員の活動、あるいは想像力、熱意、さまざまな科目を新しく作ったりするというのも、それは非常に重要ですが、レジメでは研究者教員もあえてリストアップしました。というのは、実務家教員がいくら頑張っても、いくら働きかけても、研究者教員の抵抗が強ければ、なかなか進まないものです。アメリカにおける臨床法学教育の歴史を振り返ってみると、確かに長い間は研究者教員で相当抵抗がありました。1970 年代以前でも、中には一部の研究者教員はサポーターティブ (**supportive**) でしたが、その多くは反対していました。しかし、1970 年代以降、研究者教員の態度が徐々に変わり、最近となるとむしろより支持するようになってきました。抵抗、あるいは対立はもちろんまだあります。特に予算となるといろんな対立も生じますけれども、しかし、おおむね支持的になっています。そこには、一つはほとんどのアメリカの研究者教員は少なくともロークラークとして、裁判所のロークラークとしての実務経験を持っていますし、その多くは法律事務所での経験も持っています。これは 10 年ほど前に私が調査を行ったところ、アメリカの研究者教員の 6~7 割ぐらいが法律事務所ですら少なくとも 1 年間の経験を持っていて、研究者教員で確かに平均として 3~4 年の実務経験を持っている、ということがわかりました。ですので、研究者教員でも実務経験を持っていて、その経験で実務教育の重要性について、ある程度感覚も持っているはずですよ。

私がロースクールの学生だったのは 35 年以上前のことですが、学生の間ですでにクリニックは人気があって、その後、優秀な学生の多くがクリニックを履修するようになりました。ですので、1990 年代以降に採用された研究者教員の中に、自分としてクリニックを受けた人も多いわけです。

研究者教員関連でもう 1 つ重要な要素は、学際的なバックグラウンドを持っている人が多いことです。中には、法と心理学の理論や法と人間行動学、法と経済学などの理論を用いて、交渉学、カウンセリング、**mediation** 等の研究にそういった学際的な理論を展開するようになりました。そういった観点から、例えば交渉などの心理について論文を書いたりして

いますので、そういった意味でもサポーターになっています。

いうまでもないことですが、原動力としてお金も重要です。その関係で、アメリカの場合フォード財団の果たした役割が特に注目に値します。1950年代において、フォード財団はロースクールの国際化、アジア法学関係を重要なテーマとして、14校のロースクールを選んで、それぞれに100万ないし200万ドル、大きな金額を寄付して、その影響がアメリカにおける国際法、比較法、そしてアジア法プログラムの発展にとっても重要でした。しかし、フォード財団がその他に、実務教育および法曹倫理に強い関心を持って、その発展にも力を入れるようになりました。ところが、実務教育、クリニックと法曹倫理に関しては別のアプローチをとりました。戦略として種をまく、芽生えを目指して種をまいていく、という方法を選びました。100以上のロースクールに10万ドル、多くて10万ドル、5万ドルとか8万ドルだけという場合もありましたが、とにかく幅広く、多くのロースクールに臨床教育プログラムのために比較的少額の寄付をしました。条件は1つだけでした。その条件とは、サポートを受けたクリニックは単位を認めなければいけない、という事でした。これは主に1960年代から1970年代にかけてのことでしたが、当時はLegal Aid Bureauなどの相談センターは存在しても無単位のものが多かったのですが、無単位のものにはお金を出さない、ということになっていました。しかし、サポートしたクリニックの中身に関しては、フォード財団は条件をつけませんでした。「どうぞ、自分の発想でやりなさい」、というようなアプローチで、それこそ創意工夫を促そうとしました。後から研究会を開いたりして、うまくいったプログラムとうまくいかなかったプログラムなどを検討したりして、お互いに経験をシェアして、さらに工夫したわけです。10万ドルでもロースクールは動くということもあって、その寄付の影響で多くのロースクールが臨床プログラムを始めたわけですが、始めると学生の声が強くなりました。もともと学生でクリニックや実務教育を要求していた人が多かったのですが、始まってみると、人気が出て、その要望がさらに強くなりました。いったん提供すると学生は足りない、もっと増やせなどということで、ですので、学生の声も非常に重要でした、アメリカでは。

お金の関係でもう一点：1978年にそのイニシアチブを打ち切るまで、国全体でフォード財団は臨床教育プログラムのサポートとして合計1,300万ドルの寄付をしました。ところが、1978年から1997年までの20年間に、教育省を通じてアメリカ政府がさらに8,700万ドルをクリニックのために配っています。ですので、お金の面では、フォード財団のサポートが種まきの役割を果たしたが、その後のアメリカ政府による支援が臨床プログラムの存続と発展に重要な役割を果たしたわけです。

法曹界の果たした役割もとても重要です。これは地元の弁護士とか、地元の弁護士会の協力ももちろん重要ですが、ABA全体で、マクレイト・リポートは代表的なものですが、実務教育の充実と発展を促したり、後押ししたり、サポートしたりしてきたことは、それもとても重要です。

フォード財団のほかには、カーネギー財団の果たした役割も重要です。先ほど申し上げた

ように、1914年にカーネギー財団がはじめて法学教育に関する調査を委託したが、それ以来少なくとも3度、同じように法学教育の大規模な調査を委託してきた。直近では、2007年に **Educating Lawyers** という題名で出た調査報告書は、統合ということを非常に強調したもので、その後の議論や改正に大きな影響をおよぼしてきました。

レジメで次に出てくるのは学生ですが、先ほどその話をしました。その次は、法律事務所等、修了生を採用する雇用者です。トップの大手の法律事務所は学生の成績重視ということもあって、クリニックを受けているかどうかということのをそれほど重視していないようです。最近では変わってきているかもしれませんが、少なくとも私の記憶ではエリート事務所は実務教育にそれほど強い関心を持っていないように思います。しかし、中小の事務所やその他のところでは、採用する人が即戦力となるように、クリニックその他の実務教育の履修を相当強く求めているところが多いようです。

レジメでは、ここでようやく司法試験の話が出ます。パフォーマンステスト、つまり問題解決能力、契約書その他の書類の作成能力等、スキルを試すテストは、カリフォルニア州が1987年にはじめて取り入れて、それからだんだんと普及して、全国共通のパフォーマンステストもできて、今では少なくとも39の州がその試験を使っている。カリフォルニア州もいまだに独自のものも使っていますので、多くの州でこういったスキルを試す試験を取り入れています。また、法曹倫理は当然に司法試験に盛り込まれています。ちなみに、アメリカで法曹倫理が必修科目になったことも、司法試験の科目になったことも、特にウォーターゲート事件のインパクトです。その事件は1972年まで遡りますが、その事件には、ニクソン大統領をはじめとして、司法長官等、弁護士資格を持った数多くの高位の公務員が隠蔽に関わっていたということは、アメリカで波紋を投げかけました。その反発で、法曹倫理が非常に大きな問題とされ、そこから法曹倫理科目履修の義務化および法曹倫理試験受験の義務化が進んだわけです。

先ほど認定基準の話をしたので、忘れるところでしたが、レジメにはもう一つの原動力として挙げているのは、まさに認定基準です。アメリカの場合、認定基準はリードをするというよりもフォローしていることが多いようです。つまり、多くのロースクールですでに取り入れられているようなものがやがて基準に盛り込まれるパターンがよく見られます。しかし、先ほど紹介した **learning outcomes** の義務化および経験的科目の必修化は、まだ導入していなかったロースクールにとってはもちろん重要な原動力となります。

これから話を日本の方に移したいのです。宮川先生と花本先生からいただいた資料に基づいてお話をします。冒頭で申し上げたように、改革の前の法学教育を思い出すと、相当成果がありました。確かに、低迷しているところが多く、様々なチャレンジがあります。しかし、日本の場合は、実務教育がほとんどなかったところから、ロースクールができてこの10年間でここまで来たので、これは大変な成果であると言うべきです。

残りが5分だけとなりましたけれども、ここでは印象論がほとんどで、そしてぜひ教えていただきたいものが中心となりますが、レジメでは、「原動力？それとも妨げ？」と書いて

たものについてお話をしたいです。まず、一つ目として取り上げたいのは、法曹界関係のことです。実務教育提供関連で、確かに協力する弁護士、地元の弁護士会などの協力はとても大事ですが、私が日弁連に関して重要な原動力となったかについて、必ずしもそうは言えないとは思っています。私はずっと市民会議のメンバーですけれども、少なくとも一時期の日弁連は、制度への協力者およびさらなる改善の良きパートナーというような位置付けではなくて、むしろ法科大学院つぶしとでもいうようなキャンペーンを張っていたように思います。しかも、私から見てそれはとても大事な時期でした。当時は法科大学院のさらなる改善のために、たとえば理論と実務を架橋する教育をより強化しなければいけないこととか、国際化も非常に重要でした。しかも、そのような改善の必要性を指摘できたのは日弁連ぐらいであって、一番指摘できる立場にあるのは日弁連だと思っていました。しかし、残念ながら、建設的な助言をするどころか、法曹人口を抑える話ばかりで、法科大学院つぶしの立場をとりました。レジメに引用しましたが、2008年の緊急提言において、やっと長いリストの中に、「理論と実務を架橋する教育が不十分である」という指摘がありましたが、その点をほとんど取り上げないで、むしろ強調したのは、「基本的な法的知識や法的理解力」の欠如などによる『法曹の質』の低下、という主張でした。もちろん、その主張の根拠は非常に乏しかったですが...、法科大学院修了者の法知識が足りない、それが大きな問題であり、しかもこの「基本的な法知識」の修得は「法曹として第一歩を踏み出すに当たって必要最低限のものである」という主張を日弁連が繰り返し宣伝した結果、そのようなイメージが定着したようです。

ところで、結局そのような主張は、レジメの次のところに出てくる研究者教員との関係で、重要な意味を持つように思います。というのは、いわゆる基本科目を担当する実定法専門家の多くは、ずっと前から、単位数が足りない、実定法科目にもっと単位を割り振るべきである、と考えてきました。カリキュラム関係のいろんな活動もしてきましたけれども、法科大学院設立に向けた準備段階において、民事系、刑事系、公法系の専門家たちが別々で作成したカリキュラムのモデル案の単位数を合計した場合、確かにその三つのカテゴリーの実定法科目だけでも100単位をはるかに超えていました。その後、「削りに削って」、ようやく54単位分になりましたが、その水準を、法科大学院の判断で15%を増やしても良いこととなって、多くの法科大学院でその三つのカテゴリーの実定法科目が60単位以上で、終了のための最低93単位分の3分の2を占めるようになりました。それでも、実定法の専門家たちの間では、まだまだ足りない、という意識が強いようです。その見方からすれば、日弁連の打ち出した「基本的な法知識が足りない」という主張は、願ってもいない好都合のものでした。そう言われると、もうさすがに、やっぱり、カリキュラムで実定法をさらに増やすべきである、という立場が強くなりました。1年次をさらに6単位分でしたか、などということで、doctrineの修得中心で実定法に置かれたウェイトがさらに増えました。ですので、私から見て、あの2008年辺りが非常に重要な時点で、そこから私から見て悲しいことに、法知識偏重の傾向がますます強くなり、その方向にさらに傾いてしまったように思います。

あとは1~2分だけですが、まず学生の話を取り上げたいですが、これはむしろ教えていただきたいことが殆どです。先ほど申し上げたように、アメリカにおいて学生の声が非常に強くて、そして学生がクリニック、シミュレーション等の実務教育の要望もとても強いのです。日本ではどうなのでしょう。私の東大での経験からして、国際契約交渉という科目は、学部のゼミとして提供していた時代は少ない年でも60人以上が申し込んでいましたけれども、法科大学院ではリクルーティングをしてようやく12人ぐらいが集まる状況です。その科目は、弁護士になってからのキャリアには重要であると分かっているようです。(実際、受けた人で法律事務所で国際取引関係の仕事をしている人で、履修した科目の中で一番役立ったものである、と言ってくれる人が多いです。)しかし、その科目で取り扱うものは司法試験に出ない。しかも負担が重いということですので、登録する学生が当然に少なくなるわけです。ですので、自分の経験から、いくら将来のキャリアのためになるとはいえ、学生の間では、クリニックや実務科目を求める声が強くないようです。(日本の場合、学生の声が強かったとしても、耳を傾ける人がいるかどうか、ということは別の問題です。)しかし、私の経験は限られていますが、果たして他の大学ではどうなのでしょう。学生の声はどれだけ強いのでしょうか。そして学生はクリニック等の実務科目を求めているのでしょうか。それとも、司法試験の準備のために、ますます実定法科目を重視して欲しいのでしょうか。

その流れで、今度は司法試験のさらに暗い話に移りたいです。確かに審議会の意見書では、パフォーマンステストのようなイメージを打ち出していました。しかし、法曹養成検討会で司法試験を検討した際、「いや、このような試験はできない、これは非現実的である」、との反応が非常に強かったです。法曹倫理に関しても、川端委員と私がいつも頑張って主張して、絶対に盛り込むべきである、となんでもなんども主張しましたがけれども、それについてもずっと反論が強くて、これは時期尚早などということで見送られました。12年たっていますので、もうそろそろその時期が来たのではないかと思います。

時間は超過していますが、最後に共通的な到達目標を見てみたいです。先ほど紹介したアメリカの認定基準における **learning outcomes** と似たようなものですが、その中身を見るととても対照的です。共通の到達目標は、法知識や **doctrine** の修得中心であるというよりも、法知識や **doctrine** 以外ほとんど何も入っていない仕組みです。日本の場合、司法試験が重くのしかかって、法科大学院および法学部の教育に悪影響を及ぼしてきましたが、実をいうと、司法試験と同じ程度、私は共通の到達目標による悪影響を危惧しております。共通到達度確認試験はまだ任意ですが、法科大学院の進級のために要求されるようになると、実定法偏重の傾向がますます強くなることは目に見えています。そうなってしまうと、国際関連の教育、法社会学その他の基礎法学教育、法曹倫理教育に合わせて、臨床法学教育の位置付けがますます危うくなるのではないかと心配しております。別の見方をすれば、実務教育は到達目標に入っていないことは、むしろ創意工夫はまだ可能であるという解釈もできるかもしれませんが、共通到達度確認試験受験が義務となる2018年は、私にとって大変心配です。

レジメの一番最後に、「ポスト（？）法科大学院」と書き、わざとクエスチョンマークを付けましたけれども、すでに法科大学院が募集停止となった大学も少なくないし、これからそのような大学がさらに増えて行くはずです。そのような大学において、実務教育はもう消えているのか、それとも学部段階で提供されているのか、ということが気になっています。特に法科大学院のない大学における実務教育は、そこでもとても大事ですので、今後、学部段階における実務教育もとても重要な課題になっていくのではないかと思います。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、以上です。ご静聴どうもありがとうございました。（拍手）

●個別報告

後藤弘子（千葉大学教授）：フット先生、時間を守っていただいて、本当にありがとうございます。

これから個別報告に移りたいと思います。司会をさせていただきます、千葉大学の後藤と申します。

6人の方に、今の基調講演を受けまして、それぞれのお立場からのご意見を述べていただくという形で、1時間という短い時間ですけれども、議論をしていければと思います。

では、まず最初に、「法曹養成をめぐる情勢の変化と弁護士会の動き」ということで、カリフォルニア大学ヘイスティングス校の教授でいらっしゃいます宮澤先生からお話をいただきます。では、よろしくお願いいたします。

○宮澤節生「法曹養成をめぐる情勢の変化と弁護士会の動き——法科大学院制度と日弁連に焦点を当てて——」

宮澤節生（カリフォルニア大学ヘイスティングス校教授）：それでは、1人8分という持ち時間で、スライド8枚に収めるつもりが18枚になったので（笑）、どんどん飛ばしていきます。全部印刷してお手元に置いてありますので、いわば参考文献部分は全部飛ばしていくことにします。

まず、私に与えられたお題ですが、「法曹養成をめぐる情勢の変化と弁護士会の動き」というものです。これを見て、内容をどうしようかなと考えたわけですが、副題に書きましたように、「法科大学院制度と日弁連に焦点を当てて」と、当たり前のような設定になりました。範囲を広げて考えるといろんな関連する事項があり得るわけですが、法科大学院とその直接的な環境条件に集中して考えると、司法試験と、日弁連の動向ということになります。

弁護士会の動きについては、日弁連の会長声明・意見書等を資料にします。

問題は、日弁連が何かした後で法科大学院をめぐる状況が悪化すれば、それは日弁連の責

任なのかということです。つまり、日弁連が原因の一つになって状況が悪化したと言えるかどうかということですが、これは当然、実証的研究者としてはそう簡単には言えないということになります。

実際、政策決定を行ってきたのは、第一に法務省であり、第二に文科省です。しかし、後で説明しますが、私が「根本的改革論」と呼んだもの、例えば私のような立場ですけれど、そういうものにとって、政策形成過程に意見を述べるチャンスというのは、ほとんど唯一日弁連を通すしかないわけです。そういうわけで、日弁連に注目するのは許されると思います。先ほどのフットさんのお話も、後半部分はそうになっておりました。

しかも、私の理解するところでは、フットさんが既に指摘されたように、日弁連の特に2008年以後の主張の変化は、政府側の政策変更の根拠として使われてきたと理解しています。従って、今後の10年間を展望する上でも、弁護士会、少なくとも日弁連のインパクトを考えざるを得ないと思います。

次は現状評価です。期待された法科大学院像というのは、簡単に言えば、多様な背景の者を受け入れて、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであるということですが、現実には期待された法科大学院像から日々遠ざかりつつあると言わざるを得ません。なぜそう考えるかというデータはそこに書いておきましたので、後で見ていただきたいと思います。

私は2015年の論文でこの状況を深まる「負のスパイラル」と表現したわけですが、法科大学院とそれに関連するさまざまな諸制度が「負のスパイラル」に陥る可能性があるとして最初に指摘したのは、そこにおられる須網さんです、その論文は2009年でした。いずれより決定的な危機を迎えるであろうと、警告を發していたわけです。しかし、ずっと記録を遡って見ていくと、「負のスパイラル」というのは、2004年から始まっていたわけです。つまり、法科大学院ができた直後からもう既に始まっていたのです。

朝日新聞の井田記者の、2004年10月の有名な記事があります。これもフットさんが既に言及しましたが、「法科大学院の1期生、司法試験合格34%、当初構想7割、8割と大差」という記事が出たわけです。

そうすると、その直後に追い打ちをかけるような記事がありまして、「修了しても将来不安？法科大学院の志願者減 20校で半数割る」と、もう既に定員割れに陥ったということです。2004年に7万2,800人いた延べ出願者数が、2016年、昨年にはその10分の1近くまで低下しました。これは延べで、実数はその3分の1ぐらいしかいません。

これに拍車を掛けたのが、2011年から登場した予備試験であることは言うまでもありません。最初6,400人が受験しましたが、今年、2016年は1万人を超えて、ついに法科大学院の延べ出願者数を超えるという状態になったわけです。

私は、このことが臨床法学教育自体にも非常に大きな負のインパクトを与えていると考えています。まず既に廃止あるいは募集停止した法科大学院が30校に上るわけですが、その中に占める、「臨床法学先進校」と私が名付けたものの比率の高さは驚くべきものです。

わが愛する大宮をはじめとして、獨協、國學院と名前を挙げていくと、もう切りがないという状態です。

しかも大手校においても、「臨床法学先進校」のほうが定員削減率が高いという状況です。これもまた、わが愛する早稲田大学は 300 人から 200 人に減らすわけですけど、東大の削減率はもっと低い。中央はさらに低い。こういうことなのです。

つまり、今後の 10 年を展望するとき、早稲田 1 校で日本の臨床法学教育は支えられるかという問題を現実的に考えざるを得ないような状況に、急速になりつつあります。そういうわけで、早稲田法科大学院で学生が編集している雑誌に応援歌のような論文を書いたわけです。

それでは、当学会の課題は何か。これもフットさんが少し言及されましたけれど、まず、教員は確実に補充しなければいけない。法律基本科目以外の教員が辞めるとその後任は採用しないというパターンが現れているので、これは断固阻止しなければいけない。

それから、臨床教育を受けた法曹の実績を大いに PR する必要があります。さらに、特に法科大学院が廃止されるころでは、学部教育へ継承していく必要があります。これもフットさんが指摘されたと思います。

さらに、国際的支援の輪が必要だと。つまり、臨床教育が縮小された場合には、国際的批判を浴びることが必要だと思うんです。日本の捕鯨問題と一緒に、国際的批判が効き目があるかどうかちょっと分かりませんが、国際的ネットワーキングが必要だと思います。

それでは、「負のスパイラル」の種は誰がいつどのようにまいたか。これについては山口進記者の名論文があります。「ロースクールが失敗したこれだけの理由」という、中央公論の 2012 年の論文です。朝日新聞の記事をずっと昔から見てみましたが、既に 2002 年 8 月に山口さんはほぼ同じことを書いています。「迷走する法科大学院構想 『試験信仰』脱却できず」という記事で、既に部分的には同じことを予見しています。つまり、「制度に本質的な、あるいは必須の要素を意図的に外したり、制度の趣旨に抵触するものを残存させたりした場合……本来期待された成果を生まないばかりか、副作用のほうが大きくなる」ということです。

山口さんは、法科大学院についてそのような問題が生じたのは、2002 年以降、議論が審議会から推進本部に移ってからであったとしています。推進本部で法学部、司法試験、司法研修所という旧来の体制の中核部分を本質的に維持するという方針が立てられてしまったために、現在の状況が生じたんだというわけです。

2002 年とはどういう年かと言うと、2001 年 6 月に司法制度改革審議会の解散後、2002 年 1 月から 9 月まで、司法制度改革推進本部に法曹養成検討会というのができまして、田中成明さんが座長を務めていた時期であります。

私はそれについて「法科大学院論争のひとつの考古学」という論文を書いて、法科大学院については、「根本的改革論」と私が呼んだ人々と、「現状維持的改革論」と私が呼んだ人々の論争があったと書きました。

「根本的改革論」の代表は柳田弁護士、川端弁護士、そして、組織としては第二東京弁護士会であったわけです。その立場の共通性は、法学部と法科大学院を分離する、司法試験を徹底的に資格試験化する、司法修習を選択化する、あるいは研修弁護士制度でとって代えるというものです。韓国の現在の制度がそのとおりになってるわけですが。

それに対して、「現状維持的改革論」というのは誰かという、誰あろう佐藤先生だったわけです。その考え方は、1998年の論文に出てきます。続いて、田中成明さんが相次いで論文を書きまして、東大の構想もそういうものになったのです。東大のほうがより保守的でしたが。つまり、法学部と法科大学院を直結する。総定員は1,500人から2,000人程度で、司法試験実績で定員を配分する。ただし、司法試験は合格率8割以上というわけで、これは誰もが賛成する点だと思います。それから当面、司法修習を維持する。これが重要な点であります。

このようにして、司法制度改革審議会で既に、「現状維持派」がアジェンダセッティングを行うことになりました。文科省の検討会議でも、やはり同じ立場がリードするという形で具体化がなされて、「検討のまとめ」というのが2000年10月に出て、これでもう勝負がついたというのが、私の考えでした。その後の2年間は川端先生が大変な努力をされましたけれど、なかなか押し戻すことはできなかったというわけです。

というわけで、現在の状況を見ると、何のことはない、「現状維持派」の当初構想がめでたく実現されつつあるという理解もできないわけではない。

それでは、私のような「根本的改革論者」に責任はないのか。もう時間だと言われましたが、ちょっと話させてください。

山口さんは2002年の記事に、『「いい学生をたくさん育てれば……落ち着くところに落ち着く』と楽観的な人もいる』と書きました。多分私もそれに含まれていて、そのような人たちが大勢法科大学院の第一線に参加したわけです。しかし、結局成功することができなかった。

私は、2004年10月の井田記者の記事に応じて、早稲田の浦川先生を中心として大社会運動を展開したつもりでしたけれど、法務省の決定を3カ月ほど遅らせて、予想された第1回合格率を1割ほど引き上げただけであって、結局、法務省の方針を覆せなかった。最終的には、合格率を上げて学生を獲得するという競争で、保守派に勝ることはできなかったわけです。

しかし、法科大学院の成果はなかったかといえ、そんなことはないと思っています。社会的な成果も内部的な成果もある。これもフットさんがおっしゃいましたので省略します。

課題は、存続している法科大学院で望ましい要素をいかに維持するかという点になります。

まず、予備試験という大問題があります。これは、できれば縮小、少なくとも現状維持にとどめて、受験資格の制限をしなければならない。そもそも、専門職教育の修了を要求した

いなどというのは、国際的に見れば、日本の法曹はプロフェッショナルではないと言っているに等しいわけです。伝統的なプロフェッションの概念というのは、そのプロフェッションに特有の理論と教育方法があり、それを習得した者に資格が認められるというもので、それは要らない、予備試験でいいと言っているのは、私たちはプロフェッションではありませんと言ってるに等しいのです。

予備試験合格者の中で大学生が最大のグループになっていますが、これは学部教育を破壊します。韓国では旧司法試験でこの問題が実際に起きました。

また、法科大学院生が合格者の第2のグループを形成している。つまり、法科大学院教育を受けられない者のための制度にはなっていないということです。

さらに、女性合格者が非常に少ない。10%しかいません。これは女性法曹の割合を後退させる、ゆゆしき事態です

そういうわけで、出願資格を制限する必要がある。例えば法科大学院が存在しない県の居住者や、今さら学生になれとは言えないというような中高年齢者とか、いったような制限が必要でしょう。

しかし、それは法科大学院を野放しにしているのかというと、私はそうは考えません。学生を消費者として捉える観点が必要だと思うからです。つまり、法曹になれずに終わる多数の学生を生み出すべきではないということです。大学経営のために、生き延びること自体が目的になるというのは、教育機関としてあるべき姿ではないと思います。ですから、司法試験合格率を「ひとつの」要素とする定員削減は必要である。現にABAには、合格率に関する基準があります。

しかし、現在、司法試験合格者数と法科大学院入学者数がほぼ同じになっているわけであって、ここから先は、定員削減ではなく、主眼は教育内容の発展、つまり、**revitalization**のほうへ向かうべきだと思っています。

そこで、文科省の公的支援決定基準の是正を要求したいと思います。最近書いた論文に、「法科大学院制度の現状と小規模法科大学院への期待」というものがあります。例えば優秀者養成コースを奨励するなどというのは、法学部との結び付きを強化しろと言ってるに等しいわけです。それから、司法試験合格率に非常に大きな比重を与えて、それと異次元のはずの社会的意義に非常に少ないポイントしか与えずに単純に合算しているというもの、不適切です。

また、海外留学制度など、大規模校以外では利用者がいない要素の比重を非常に高めている。早稲田の私の授業の学生がアメリカの私のロースクールに留学しますが、そのような学生は早稲田だって年に数人しかいないわけです。そのようなプログラムに高いポイントを与えていますが、定員20人とか30人の法科大学院にそれを要求するのは不適切です。また、特に首都圏、関西圏以外で努力している法科大学院を支援すべきです。

それでは、日弁連や弁護士会は法科大学院制度V字回復の支援者になり得るでしょうか。これについては、提示した年表をずっと見ていただきたいと思います。結論はフットさん

がおっしゃったとおりです。2008年が大転換点でした。そのときからどの会長候補も、まずは司法試験合格者の現状維持を主張し、それから引き下げを主張するようになったのです。当選者はことごとく1,500人という数字を主張するようになった。それに挑戦する候補者は、法科大学院廃止とか、合格者1,000人とかいう主張をする人々になっていったわけです。

このような日弁連の状況に対する政府側の最初の反応として、司法試験合格者数が2,000人程度に固定されてきました。もちろん、日弁連の状況が原因であるか、日弁連は利用されたにすぎないのかという点については、評価が分かれると思いますが。

そして、さらに2014年になると、合格者が1800人台に減ったわけです。そのころの会長談話というのは、「1,500人にしろと言ってるのにそれ以上合格させた、遺憾である」というものです。

それでは、こういう日弁連が、フットさんも問うたように、われわれ法科大学院の再生を願っている者にとっての、そして臨床教育の再生を願っている者にとっての同志たりうるかということを考えなければいけない。

先ほど見たように、政府は昨年6月に、3,000人合格という方針を引き下げて、「少なくとも1,500人」という方針にしたわけです。これは日弁連主流派の主張通りです。

そういうわけで、第1問は、日弁連の中で、そうではない立場の人たち、つまり合格者数引き上げの主張が説得力を持ってくれるだろうかという大問題です。「ロースクールと法曹の未来を創る会」の代表の方がそこにおられますけど、それがどのように今後発展していくかということが重要ではないかと思います。

問いの第2は、「日弁連は臨床法学教育の推進者たりうるか？」ということです。先ほど言及されていたABAの『マクレイト・レポート』を翻訳したのは、私と、外で受付をしておられる大坂さんでしたが、日弁連とABAには大きな違いがあります。ABAはアメリカの唯一のロースクール認証機関ですが、日弁連は残念ながらそうではありません。それから、アメリカには司法研修所類似の機関が存在しません。従って、ABAが何か提言すると、それに抵抗する法務省や最高裁に相当する存在がありません。こういう状況にあって、ABAははるかに有利です。

それから、先ほどフットさんは、ABAが要求する臨床6単位は少な過ぎると指摘しましたけれど、現在カリフォルニアでは、15単位以上要求するという提案が出ています。それを推進したのは、ヘイスティングスの教員です。

この点も日弁連と大きな違いがあります。なぜなら、試験に合格していても、臨床教育を受けていなければ、カリフォルニア州弁護士会は入会を拒否することができるという制度だからです。日弁連にそんなことはできません。カリフォルニアで提案されていることは明らかに参入障壁ですけれども、それが教育内容の発展に大きく寄与することは間違いないのです。

さらに大きな問題は、法務省、最高裁が同意しない改革は、日弁連が賛成してくれても実

現できないというのが、政治的現実ではなかろうかということです。

しかし、他に政策形成過程へのチャンネルはないと考えると、今後も限界や困難はあっても、日弁連に働き掛けを続けざるを得ないというのが、私のような「根本的改革論者」の立場だろうと思います。

これで終わりにします。長くなって申し訳ありません。(拍手)

後藤 (弘) : ありがとうございます。時間があればあと 1 時間ぐらいは続けられると思いますけれども、次に移りたいと思います。

では、次、「法科大学院の入学者選抜——既修・未修問題と適性試験——」と題しまして、青山学院大学の後藤昭先生、よろしく願いいたします。

○後藤昭「法科大学院の入学者選抜——既修・未修問題と適性試験——」

後藤昭 (青山学院大学教授) : 後藤でございます。私に与えられた主題は、入学者選抜で、その中で既修・未修の区別の問題と適性試験を論じろというものです。

主題が多岐にわたるので難しいですが、まずは大きな状況を確認したいと思います。皆さんご存じのように、法科大学院発足当初は、既修の入学者のほうが少なくて、未修の入学者のほうがずっと多かったわけです。しかし、未修者の割合がどんどん小さくなってきて、2011 年度から逆転しました。現在の入学者は、大体 1 対 2 ぐらいの割合で既修中心になっている。これが大きな状況です。

それでは、法科大学院に入った方々がどうなっているか。注目すべき点は、既修課程に入った方が 2 年間で修了できる割合は現在大体 80% ぐらいなのに対して、未修課程に入った方が 3 年間で修了できる割合は 50% ちょっとなしとしかありません。ということは未修課程に入った方の半分近くが留年するか、あるいはどっかでドロップアウトしてしまっているのが、現実です。

さらに、司法試験については先ほども指摘がありましたように、既修者と未修者で、ほぼ倍ぐらいの合格率の違いがあります。この差がずっといわば平行線をたどっていて、改善の兆しがないことも現実の大きな問題です、

昨年から、司法試験の短答試験の科目数が 3 科目に限定されたので、それがこの既修・未修の間での合格率の差を改善するきっかけになるのではないかと、私は期待していました。すけども、2015 年にも短答試験の合格率で、既修者と未修者では合格率で、26.6 ポイントの差が出ています。以前に比べて顕著に改善されているとは思えません。短答式試験の科目数の削減は、既修・未修格差に関しては、現在のところ顕著な効果を上げてはないと、言わざるをえません。

このように既修者と未修者の間には大きな格差が生じています。その原因は、幾つか考えられます。1 つは選抜方法です。未修入学者の選抜がうまくできてないのではないかと、とい

う問題です。もう1つは教育方法です。未修者に対する教育が、効果的にできていないのではないか、という問題です。3つめは司法試験自体が未修者に不利な要素を持つていないか、という問題です。私は、これらの全てが複合的な原因になっているのだらうと思います。

私に与えられたのは、選抜方法の問題なので、そこから考えます。未修者選抜の難しさは、法学の試験をせずに法学への適性を判定するところにあります。そのため、未修者の選抜では、とくに適性試験が重要になります。適性試験に判別力があるかどうかについては、いろいろな議論があり、幾つかの研究報告があります。例えば2013年に中畝奈穂子さんが、法務研究財団のニュースに発表されたものがあります。これを見ると、適性試験の点数と法科大学院での必修科目の成績との間には、相関があり、その相関は未修者のほうが強いという顕著な傾向があります。それから、適性試験の点数が高い者のほうが早く司法試験に合格している、このような指摘があります。

それに対して、法科大学院の教員は、適性試験の判別力をあまり信用してないように思います。この食い違いには幾つか原因があるのだと思います。一つは選抜効果といわれるもので、法科大学院に入学する人々、しかも特定の法科大学院に入学する人たちの集団は法科大学院への出願者全体から切り取られた一部なので、その中だけで見ると、適性試験の点数と入学後の成績との相関は、見えなくなります。また、法科大学院は入学者の選抜で、適性試験以外の要素を重視しているので、適性試験の判定力が見えにくくなっているのでしょうか。それから、法学の教員たちには、やはり法学論文試験のほうが法律学への適性を見るにはいちばん確実だという意識がかなり強い。こういったことで、この認識の食い違いが生じているのでしょうか。

適性試験の判別力は、さらに多くのデータから実証的に確認すべき問題でしょう。とりあえず私の仮説としては、適性試験には確かに一定の判別力があるのだと思います。ただ、適性試験の点数は高いのに法科大学院に入って法律学になじめなくて苦勞する人がいるのを見ると、必ずしも法学に特化した学習能力試験ではなくて、むしろ法学を含む文系の高度学習能力試験という性質をもっているのではないのでしょうか。文系の大学院の入試では全て利用可能なような、一般的な学修能力試験になっているのではないのでしょうか。

それに対して、もっと端的に法律学の学習能力を試したいのであれば、例えば試しに少し法学の授業を受けてもらって、それについて試験をして理解度を試すというようなやり方のほうが、より法学に特化した能力を見ることができるようになります。いささか宣伝になりますけど、私ども青山学院大学で行っている「お試し受講プログラム」は、それを狙ったものです。また、3年間の1年次だけは夜間と週末で受講できる挑戦的社會人コースは、さらに時間をかけて未修者の適性を確認しようというしくみです。ただし、これらは手間のかかる方法なので、多くの法科大学院で大規模に実施するのは、難しいのでしょうか。

こういう議論がある中で、今、適性試験を任意化しようという動きがあります。中教審の特別部会は、その方向で固まりそうな状況です。その背景には、適性試験受験を出願条件と

することが、法科大学院への出願を妨げているという意識があります。

ただ、客観的に見ると、適性試験を任意化した場合には、いろいろな問題が起きます。1つは、任意化すれば恐らく適性試験の存続が困難になるでしょう。そうすると、適性試験を使いたくても使えない。そこで客観的な選抜ができるか、という問題があります。また、既修者中心になってきている今の入学者の傾向を、さらに助長することにならないかという問題もあります。さらに、技術的には、出願者が多い法科大学院では、1次選抜が非常に難しくなるでしょう。出願者の多い大学では、論文試験の前に一次選抜が必要であり、そのためには適性試験の成績が使いやすかったです。それが使えなくなって、大丈夫なのかという、実際的な問題があります。

ということで、私としては、適性試験が年に何度か受験でき、しかも全国多くの場所で受験できるものになってくれれば、いちばん良いと考えます。それは実現可能だし、そうすれば適性試験への抵抗もなくなると思います。実際にそうなるかどうか、現状では、見通しは明るくはないでしょう。

ただし、入学者選抜における適性試験の有無とか、内容、その使い方が、既修・未修格差にとって、もっとも根本的な問題なのかといえば、実はもっと大きな問題があると思います。

これは、2010年の司法試験について、いわゆる連携検証で示されたデータを表にしたものです。つまり、法科大学院での2年次以降の必修法律基本科目での成績のランク別に、その人たちが修了直後に受けた司法試験の合格率を示したものです。法科大学院での成績の良い者は合格しやすいという明らかな相関が見えます。しかし、私がここで重視すべきだと考えるのは、法科大学院で同じ成績のランクにあっても、既修者と未修者では司法試験合格率に大きな違いがあることです。つまり、既修者が合格しやすくて、未修者が合格しにくいという明らかな現象です。これは法科大学院が学生に要求しているものと、司法試験が受験者に要求しているものとの間に乖離があり、その乖離が未修者に対して不利に作用していることを示していると思われるべきでしょう。

入学者選抜や教育方法にいろいろな問題があるにせよ、未修者として法科大学院に入って立派な成績を上げていても、なおかつ司法試験には合格しにくい、ここにもっとも大きな問題があります。これは入学者選抜の方法より、もっと根本的な問題だと思います。

つまり、司法試験が、未修者が3年間の学修で合格できる試験になっていない。そうすると、そもそも3年間の学修で法律家としての出発点に必要な力に到達することは可能なのかという、もっと根本的な問題に至ります。それが可能だとすれば、現在の法科大学院の教育か司法試験のどちらかあるいは両方が間違っていることになります。もし、それがそもそも不可能だとすれば、法科大学院の制度設計が間違っていることになります。

では、その法律家としての出発点に必要な力を具体的に定義して、記述できるかという問題になります。この力について、私たちはそれぞれイメージを語るすることができます。しかし、これを具体的に定義して記述することは非常に難しく、誰も成功していません。実際には、3年間の学修を司法試験受験の条件とする制度を作るのであれば、その3年間の学修

で到達できる水準を、必要な力だとみなす、そういう定義の方法しかないのだと思います。それでも法律家の質を実用的な程度に保てることは、アメリカ合衆国などの例をみれば分かります。

しかし、司法試験の運営者にはその思い切りができなかった。また、法科大学院の側も司法試験について、抜本的な改革を具体的に提案できなかったというのが今までの実状でしょう。

私は入学者選抜の問題を与えられていながら、答えは司法試験に問題があるという結論になってしまいました。課題と答えとが、ずれてしまったかもしれなません。しかし、これは後で亀井先生の話にもつながると思います。ここを解決しないと、未修者という存在が、そしてそれを「標準」とする法科大学院という制度自体が合理性を持たないものになってしまうのではないか。そこがいちばん大きな問題だと私には思えるので、あえてこのようなご報告をいたしました。(拍手)

後藤 (弘) : どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、「法科大学院のカリキュラムと教育手法——新しい学習理論を踏まえて」ということで、獨協大学の花本先生にお話をいただきたいと思います。

○花本広志「法科大学院のカリキュラムと教育手法——新しい学習理論等を踏まえて」

花本広志 (獨協大学教授) : 皆さん、こんにちは。獨協大学法科大学院の花本と申します。本日はよろしく申し上げます。

さて、ご案内では、副題が「学習理論を踏まえて」となっているんですが、必ずしも学習理論に限られませんが、学習理論を含む教育学のさまざまな知見を踏まえてという趣旨です。ので、「学習理論等」に修正させていただきます。ご了解ください。

では、早速報告に入ります。時間の関係もありますので、新しい学習理論等から見た法科大学院教育の課題として、次の 3 点について要点のみお話したいと思います。すなわち、「教える」パラダイムから「学ぶ」パラダイムへと、「裁判教育」から「コンピテンス基盤型教育」へ、3 番目に法理論教育の「架橋」から「統合」へと、先ほどフット先生のお話にも出てまいりましたが、その 3 点です。

まず、「教える」パラダイムから「学ぶ」パラダイムへについてですが、ここでの私の問題意識は『ソクラティック・メソッド』だけでいいんですか? ということです。やや刺激的な言い方かもしれませんが、これは以下で述べるような意味です。

2004 年の法科大学院の発足に伴って、いわゆる「ソクラティック・メソッド」による双方向型の授業が広く試みられるようになりました。それは当時としては画期的なことだったと思います。

しかしながら、2010 年ころからのようですけれども、学部教育ではアクティブラーニン

グ、日本語で言うと「能動的学修」ですけれども、その波が押し寄せてきています。最近では初等中等教育にも及んでいるようです。ところが、どうやら法科大学院はその蚊帳の外にいるように私には見えるわけです。

最近では、教育の目的というのは、学生が自立的に学習していけるように支援することだとされています。そういう観点からいたしますと、授業は学生の自立的、能動的な学修を発生させるような、そういうものであるべきだと考えます。そこでは、「何をどのように教えたか」ではなくて、「学生が、何ができるようになったか」が重要になります。そうすると、きちんと教えたというだけでは駄目で、学習者の行動の変容、それがすなわち学習の定義なんですけれども、それをもたらす必要があるということになります。

こうして、「教える」パラダイムから「学ぶ」パラダイムへの転換が生じていまして、アクティブラーニングというのは、「学ぶ」パラダイムにおける教育手法として注目を集めて、今では、多くの大学、多くの学部で、アクティブラーニング型のさまざまな授業が展開されているところなんです。

もちろん、「ソクラティック・メソッド」による双方向型授業も、アクティブラーニング型授業の一形態ではあるんですが、決して万能の教育手法ではありません。とりわけ、「ソクラティック・メソッド」として行われているのが、実は学生を指名して発言をさせ、それに教員がコメントするだけだったり、その学生の発言をきっかけに、解説をしてるだけだったりすると、その学習効果はかなり怪しいと言わざるを得ません。いまだに、講義型授業との比較で、ソクラティック・メソッドの効率性が問題とされることがありますが、それは、ソクラティック・メソッドが「教える」手法と認識されているからではないかと思います。

もちろん、「教える」ことも場合によっては必要なのですが、授業時間にも修業年限にも限りがある以上、「学び」を重視するのであれば、「教える」内容は学生が自ら学ぶために必要最小限のものに精選をする必要があると思います。

いずれにせよ、能動的学修を促進する教育手法としては、さまざまなものが開発されていまして、それを支援する ICT の技術も発達してきています。法科大学院教育でもそれらを大いに活用した、「学び」を重視する教育が必要になっていると考えます。

第2の課題ですが、「裁判教育」から「コンピテンス基盤型教育へ」です。

法科大学院教育を全体として見ますと、その目標は主として法廷法曹の養成にあって、カリキュラムも法廷法曹中心のものになっているのではないかと思います。他方で、「法廷」以外の場面で必要とされる法律家のさまざまな能力については、教育目標としても、カリキュラムの上でも、十分な配慮がされているとは言い難いように思われます。この点で、現在の法科大学院教育は、「裁判教育」にとどまっていると言わざるを得ません。これは以前に本学会でご講演いただいた川村明先生の用語ですが、むしろ、「裁判教育」としても過剰なくらいではないかと思われます。

しかし、わが国の置かれた現状に鑑みれば、法曹養成教育が「裁判教育」にとどまっていると良いとは思われません。弁護士の就職難を受けて、法曹の職域拡大が言われているところ

ですが、それは、法廷弁護士の職域拡大ではなくて、法曹像が転換された結果としての職域拡大でなければならないと考えます。その意味で、法科大学院において養成すべき法曹像の転換こそが求められています。

ところで、医学教育の分野では、「コンピテンス基盤型教育」ということがいわれます。コンピテンスというのは、実践的能力という意味ですが、専門職業人がある状況において専門職業人として業務を行う能力を言い、知識や技能だけではなくて、態度や倫理観・価値観をも含むものとされています。医学教育は、医師としてのコンピテンスに基づき、その修得に向けられている必要があるというのです。この点は、法律専門職である法曹の養成教育でも同様と考えられます。

それでは、そのコンピテンス、実践的能力とは、法曹養成教育では具体的にはどのようなのでしょうか。先ほどのフット先生のお話にも出てまいりましたが、アメリカ法曹協会のマクレイト・レポートですとか、あるいは日弁連法務研究財団の「2つのマインドと7つのスキル」等がヒントになると思います。

これらに特徴的なことを1つだけ取り上げるとすると、いずれもが、法律専門職に必要なスキルの第一として、問題解決能力を挙げていることです。法律専門職の知識、技能、態度や価値観・倫理観は、依頼者の問題解決に向けて統合されている必要があるからです。そして、その問題解決能力も、裁判官のように事件を後から振り返ってする、いわば後ろ向きの問題解決ではなくて、事実関係が不確定な中で真実を求めて証拠を探しつつ、先を見通しながら戦略的に行う問題解決に向けられたものである必要があると思います。

法律専門職としてのコンピテンス、実践的能力の修得が目標なのですから、法科大学院の教育課程は、学問体系に基づくのではなくて、以上のようなコンピテンスに着目をして、それが修得されるように組み立てられるべきです。これが、「コンピテンス基盤型教育」です。

これからの法科大学院教育は、裁判教育から脱して、法律専門職としてのコンピテンスを基盤とする教育へと向かうべきだと考えます。そして、そのことは同時に、学問体系に基づくカリキュラムではなく、コンピテンスの修得に向けられたカリキュラムを構築すべきであるということの意味します。そして、このことはもとより、教師が何を教えたかではなくて、学生が何を学んだかに焦点を当てる教育ですから、先ほどの「学び」のパラダイムにも合致しています。

最後に、「法理論教育と法実務教育との架橋から統合へ」についてです。最近の学習論によりますと、知識と技能と態度、価値観や倫理観は一体的なのであって、それらをバラバラに学習するのではなく、それらが統合された、現実の場面で活用可能な実践的能力として修得されるようにするべきだとされます。「コンピテンス基盤型教育」というのは、そのような意味での実践的能力の修得に向けられた教育という意味でもあります。

では、そのような「統合された実践的能力」を教育するためには、どうすればよいのでしょうか。

法科大学院の教育理念として、理論教育と実務教育との架橋が掲げられています。ちなみ

に、これは理論と実務の架橋ではないんです。「実務教育と理論教育の架橋」と確かに意見書には書かれていたと思います。

それは、その当時におきましては革命的なことではありました。しかしながら、前述のとおり、知識と技能と態度、価値観・倫理観というのは一体的なのだとなれば、さらに進めて、理論教育と実務教育との「統合」が目指されるべきだと考えます。

さては、そうはいつでも、どうやって理論教育と実務教育とを統合するのかという問題があります。臨床法学教育はそのための重要な手がかり、手法の一つであることは間違いありません。それ以外のモデルとしては、医学部をはじめとする医療系の教育で広く用いられている、問題解決基盤型学習、**Problem-Based Learning PBL** が注目に値すると思います。

PBL では、5人から8人程度の少人数グループに対して、その名のとおり具体的な事例が問題として与えられ、学生は、その解決のためのさまざまな活動を通じて、自立的に問題解決に必要な知識や技能、態度や価値観・倫理観を学んでいきます。

グループにはチューターがついて指導に当たりますが、学習や討論の方法をアドバイスしたり、事例に埋め込まれた学習目標が達成されるように、学生の活動を適切な方向に軌道修正したりするだけで、直接教えることはしません。

ちなみに、フット先生は、『ハーバード卓越の秘密』というご著書の中で、先ほどの基調講演でも少し出てまいりましたが、ハーバード・ロー・スクールの「**Problem Solving workshop**」、PSW という授業を紹介されています。フット先生の紹介から拝察する限り、PSW は、「理論教育と実務教育との統合」という観点から見て大変興味深いのですけれども、メディカルスクールの PBL から来ているのではないかと私は考えています。

この点については、私自身きちんと調べているわけではありませんので、フット先生にご教示いただければ幸いです。

最後にまとめですが、次の3点になります。

第1に、「学ぶ」パラダイムへの転換に応じて、「学ぶ」パラダイムに適した教育手法を大幅に取り入れるべきである。

第2に、法科大学院教育の目標は、「法廷法曹に限られない、法律家として汎用的な実践的能力を備えた人材を育成すること」であり、そのような実践的能力の修得に向けられたカリキュラムが構築されるべきである。

第3に、その際、知識と技能と態度の一体性から、理論教育と実務教育との統合を図るべきである、の3点です。

これで私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

後藤(弘)：花本先生、どうもありがとうございました。今、花本先生のほうからフット先生に問い掛けがありましたので、ここで簡単に答えていただければと思います。

フット：ここでいいですか。

質問、どうもありがとうございました。ハーバードの「Problem Solving Workshop」は、ちょっとそのレジュメにも載っていますけれども、私から見て画期的なものです。3週間の集中的な科目ですが、第1年次で1学期しか勉強していない純粋未修者を対象として、かなり複雑な問題を与えて、チームでその様々な **problem** に対応して、書類を作成したり、依頼人に対する質問を用意して、インタビューを行ったりするような作業をさせるものです。

それはメディカル・スクールがモデルとなったのかということに関して、私がこの科目の設立者の一人で、中心的な役割を果たしたハーバード・ロースクールの **Rakoff** 先生に問い合わせました。彼によれば、直接的にメディカル・スクールのモデルが **Problem Solving Workshop** のモデルとなったわけではありませんが、メディカル・スクール・モデルが重要となったのは、抜本的にカリキュラムを考え直すということでは意味があった、とのことでした。具体的にこの「**Problem Solving workshop**」のモデルとなったことに関しては、むしろビジネス・スクールでした。ビジネス・スクールは以前からかなり詳細なケーススタディを使って、それで学生たちに考えさせるというアプローチをとってきましたが、そういった **problem approach** はむしろビジネス・スクールのモデルが重要であったということで、メディカル・スクールのモデルをそのまま使ったというわけではないということです。

しかし、ハーバード・ロースクールが、こういう新しい **Workshop** を取り入れた際、第1年次にさらに2つの新しい科目を取り入れました。そのために実定法に与えられていた単位数を5分の1減らす必要が生じました。20%も減らしたわけですので、かなり抜本的な改革となりましたが、その関係でメディカル・スクールが以前行った抜本的な改革が参考になった、とのことでした。

付け加えますと、この「**Problem Solving Workshop**」はできてから6年、7年になりますかね。2009年からですので、その後どうなったのかなということを知りたいと聞いてみました。1年目は非常に高い人気でしたが、その後どうなったのか、と聞いたわけです。今は他の実定法科目、例えば **torts** や **contracts** と同じぐらい人気である、と **Rakoff** 先生が返事をしました。私の経験からして、**torts** や **contracts** の場合、同じ科目でも、担当教員次第で、非常に高い評価とかなり低い評価の場合があります。ですので、私からして、**Rakoff** 先生の返事は答えになっていないように思います。ですが、学生達の評価はともかくとして、雇用者というのか、ビジネス、法律事務所の間では、この科目は高く評価されているようです。ボストンや地元の法律事務所ですら毎年100人以上のパートナー・クラスの弁護士が協力をしていて、法律事務所あたりや弁護士会あたりで、大変にサポートが強く、定着しているということです。以上です。

後藤 (弘) : どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、「法科大学院教育と司法試験のあり方」ということで、関西学院大学の亀井先生、よろしくお願ひいたします。

○亀井尚也「法科大学院教育と司法試験のあり方」

亀井尚也（関西学院大学教授・弁護士）：関西学院の亀井です。

お手元のレジメ一枚もの、表裏のものですが、これに沿って申し上げたいと思います。

私は12年間、関学で実務家の専任教員をしております、臨床教育を含む実務科目、それから法律基本科目も含めて、いろいろな科目を担当してきました。

それから、日弁連で毎年司法試験のシンポジウムをやっていますが、このところ数年間はそれの責任者のような感じで、中身に深く関与しています。そこで、今日は司法試験のあり方について、先ほどの後藤先生の報告の続きのようなものになるかもしれませんが、これまでは現状の司法試験を前提にして問題をどう良くするかという議論は毎年のようにしてきたのですが、私自身はそういうことに非常にうずうずとしておりまして、もっとそういうことを取っ払ったことを言いたいと、ずっと思っておりましたので、そのような視点から、焦点を絞って申し上げたいと思います。

レジメの表側は、理念的なことをいろいろ書いておりまして、これはフット先生の先ほどのご講演、それから今、花本先生からもいろいろ出ました。これと非常に重なっておりますので、重なっていないところだけをちょっと強調して申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、司法制度改革審議会の提起した新しい法曹像というものがありまして、その中では法的な知識とか法的分析能力というのは一部であって、それ以外のここに書いていますような、豊かな人間性とか、責任感、倫理観、あるいは社会への関心、社会貢献、創造的な思考力、いろいろなことがいわれているわけです。

私はここでの一つの重要なポイントというか、意見の対立軸というのは、これらの要素をどれも同等に重要と考えて、法曹養成の全課程を通じて重視するという考え方と、それとも法知識の習得とか法的分析能力の育成が中心であって、法曹養成課程はそれが先決だと。他の要素は言葉は悪いのですが付け足し、あるいは法曹になってから身に付ければよいというふうに考えるのか。この考え方の対立は非常に大きいのではないかというふうに思います。

ここにご参集の皆さんも、ご自分の心に問い掛けていただいて、どちらと考えておられるのかを、私は非常に問い掛けたいというふうに思うわけです。現実には後者のような発想が非常に根強く存在しているというふうに思います。既存の法曹の中にも根強く存在しております、現在の司法試験を支えているのは、その考え方であるというふうに私は断言できると思います。

そのような法曹養成というのは、結局既存の法解釈を踏襲するような法曹、あるいは理屈倒れの態度、新しい問題への無関心、創造性の欠如等々をもたらすものとして、改革の必要性がいわれたはずではなかったのかということです。これを改革しなくてもいいということであれば、全て元に戻せばいいのだと思うのですが、そうではなかったはずだということ

です。

それから、この理念というのは、もちろん社会の各分野で法曹の役割を拡充する、これを推し進めるための理念でもあったわけですが、裁判実務を担う法曹にも同じように当てはまる理念であったはずであると。裁判法曹は裁判の理屈だけを勉強すればいいということではなくて、それ以外のさまざまな社会の問題にも関心を持って、いろいろなことに関与する、そういったことが全て求められたはずではないかということです。

統合的教育の辺りは、さきほどフット先生が言われ、ここで私も書いています。「案件解決ワークショップ」(Problem Solving workshop) のことも出てきましたので、これは省略してもよいかと思います。現状はこういう教育は後回しでいいのだというのが、やはり支配的であるということだけ指摘しておきたいと思います。

レジュメでは裏側に回りまして、臨床教育とか「案件解決ワークショップ」、こういった形の統合的教育や、あるいは先端的分野の創造的教育が、法科大学院で発展しない最大の要因は、私は司法試験問題にあるというふうに思っています。

司法試験問題というのはもちろん合格率、合格者数の問題も大きくあります。しかし、現状はそういったことだけではなくて、とにかく法科大学院の予備校化というのが顕著に進んでいるというのは、先ほど宮澤先生もいろいろ言われたとおりです。それが(1)ですが。

(2) というのは、教員が結局理念は一生懸命やろうとしたけれども、模索している間にそういう事態が進み、それどころではなくなった。私自身も、受験指導というものをしないで法科大学院で教鞭(べん)をとるということは、現実にはなかなかできないという状況にあります。

それから、3番目の問題が私の改革論につながるわけですが、司法試験自体を毎年のように分析しておりますと、科目や範囲とも大変多いです。短答式も多数の条文や判例を覚えなければいけないというのはもう絶対に必要なことです。論文も設問が複雑で、難しく、答案作成能力の特別な訓練が必要です。これは間違いないと思います。皆さんも解いてみられると、大変難しい。自分が受かる自信のある方、この中にどれぐらいおられるのかという感じもするかもしれません。

覚えなければいけない判例というのも、この中には昭和の時代に法曹資格を取った方も多いかと思います。私もそうですが、そのころの判例はその時期までの判例だけだったのですが、そこから平成になってからものすごい数の判例が出て(笑)、これ全部試験範囲になっているわけです。膨大なものを勉強して、それを7科目、8科目勉強しなければいけないのが現状です。

従って、法科大学院の勉強以外に受験のための特別の時間が必要であると。

そうしますと、個々の設問が良問かどうかとか、そういう問題ではないのではないかと。そういう議論をしている限り、この司法試験圧力というのはなくならないというふうに思うわけです。

私は、こういったことを払拭(ふっしょく)して、法科大学院が健全な発展を遂げ、臨床

科目のような非常に時間のかかる教育を充実させていくためには、これを根本的に変える必要があるのではないかと考えています。

合格率の問題とか、試験の時期とか、その他のいろいろなこともありますので、1つだけで改革できるわけではないというのは分かっているのですが、私は、ここに書いていますように、司法試験科目自体をぐっと減らすということをしないと、変わらないのではないかと、いうふうに考えています。

ここでは憲民刑と選択 1 科目とパフォーマンステストにしてはどうかというふうなことを、挙げてみました。選択科目を入れること自体も私は躊躇がありますので、これもなくしてもいいかもしれないと考えています。

それから、フット先生の言われるように法曹倫理という試験科目を入れるというのもあるかもしれませんが、とにかくあまり増やす議論をすろくなことがないと思って、減らす議論をここでしているというわけです。

それから、短答式も、憲民刑だけにして六法を参照してよろしいと。それから、判例も出さずに基本原則の確認だけにするというような試験でもいいのではないかと。

要するに、これぐらいの試験でも法的な思考能力が十分分かると。それ以外のいろいろな知識は、その後仕事に就きながら身に付けていけば十分である。昭和の時代に合格した人はその後の平成の判例を法曹になってから勉強しているわけで、それを勉強していない人は駄目なわけです。

知識というのは一生かけて付けていくものだ。その入り口の段階で何故こんなに多くの知識を必要とするのかということ、私は声を大にして言いたいというふうに思います。

科目や範囲を減らすと必ず出てくるのが、レベルを下げるのかという議論かと思っています。ですから、なかなかみんな言えないというふうに思うのです。法曹の質を下げると。先ほどの日弁連の異論が宮澤先生のところで出てきました。フット先生のところでも出てきました。日弁連が法曹の質と言う場合に必ずそういう知識の問題が中に入っています。

しかし、時間や資源も限りがある中で、あれもこれも大事だというふうにして、いろいろ入れ込もう、増やそうとすると、どれだけたくさんものを失うことになるのかということ、本気でもう一度考えるべきなのではないかと。

フット先生の先ほどの話の中にも、第 1 学年のカリキュラム改革のことが出てきました。先生の書かれた「ハーバード 卓越の秘密」の中でも、そこでの研究者教員の抵抗、自分の科目だけは大事だから減らすなど、そういう議論があったわけです。同じような議論をしていると、改革は 100 年たってもできないのではないかと、いうふうに私は思います。

試験を減らす。減らしたからと言って、必修科目を全部撤廃するとか、別にそういうことではないのですが、例えば研究者の先生の中で、民訴が大事と思うから、民訴だけではなくさなくてくれとか、そういう議論をもうできるだけしないで、減らすという議論を本当によく考えるべき時期ではないかと。それがないと、他のことができなくなるというふうに思うからです。

最後に補論を少しだけ付け加えまして、司法修習のこと、次の宮川先生の報告のところに越境してしまっているわけですが、少しだけ書いてみました。

司法修習というのも司法試験の延長線上で、裁判法曹を念頭に置いたものに圧倒的に傾斜をしています。冒頭に挙げたいろいろな理念を後回しにしているというか、事実上無視しているのではないかというふうに思います。

司法修習というのは裁判法曹になるには有意義な面が多くあるので、これはもちろん、それを目指す人は修習をすればいいと思うのですが、それは選択にすればどうかと。社会のいろいろなところでの幅広い役割を進めるのであれば、企業とか行政、法律事務所などで法曹資格を持っている人の中で、一定期間の実習を積めば法曹資格を与えるというようなことも、選択肢にすればどうかと考えるのですが、私の報告の範囲を越えていますので、問題提起だけにさせていただきたいと思います。

以上でございます。(拍手)

後藤 (弘) : ありがとうございます。

予定の終了時間になっておりますが、あとお 2 人のご報告が残っておりますので、もう少し我慢をしていただければと思います。では、「法科大学院の臨床教育と司法修習」という題目で、早稲田大学の宮川先生、よろしく願いいたします。

宮川先生の資料がない方がいらっしゃれば、今配っておりますので、よろしく願いいたします。

では、宮川先生、よろしく願いいたします。

○宮川成雄「法科大学院の臨床教育と司法修習」

宮川成雄 (早稲田大学教授) : それでは、手短にお話をしたいと思います。私の資料は、1つはA4サイズの報告レジュメが1枚と、そして、もう1つ、今日ようやく発行されました早稲田大学の法務研究科の教員サイドのローレビュー、『早稲田大学法務研究論叢』創刊号の抜き刷りです。この10年間、早稲田にいろんなクリニックがありますけれども、外国人法クリニックというのを私は担当しております、早稲田の臨床法学教育が実際にどういう内容を持ってやっているのかということについて紹介し、そして今後の課題を分析した論考であります。ご参考にしていただければありがたいです。

今日、私に与えられました題は、「法科大学院の臨床教育と司法修習」というタイトルです。私はほんとうに純粋研究者でありまして、司法試験を受けたこともなく、司法修習も当然受けたこともなく、なぜこういうタイトルの話をしてるかと言いますと、私はアメリカ法の研究者でありまして、法科大学院ができる数年前から早稲田大学では、アメリカのロースクールの実務教育というのはどういうふうに行われているのかについて研究を始めておりました。「君はアメリカ法を勉強しているのだから調査に行ってください」という命令を

受けました。それ以来、アメリカのロースクールにおけるクリニカル・リーガル・エデュケーションというのがどういうものかということについて研究をしてみたいと思いました。そして、ただ机上の空論でアメリカのものを紹介するだけでは意味がないと思ひまして、早稲田大学で実務家教員とペアを組んで、外国人の権利保護に関わるリーガル・クリニックである外国人法クリニックという科目を10年間担当してきました。その教育実践に基づいて、お話をしたいと思ひます。

司法修習については、先ほども申しましたように、私自身経験したことはありませんが、この十数年間さまざまな実務家の方々にお話を伺う機会もあり、また、早稲田大学では臨床法学教育研究所という研究所を運営しているのですが、その中で司法修習に関する調査等を行ったことがありますので、その調査結果に基づいてのお話をさせていただきたいと思ひます。

結論的なことを先に申しますと、大学における臨床法学教育と司法修習というのは、本質的に異なるものであると断定したほうがいいと思ひています。

レジュメではやんわりと「異質なもののなにか？」とクエスチョンマークを付けておりますけれども、別物であると考えべきと思ひます。大学は大学としてやるべきことがあり、そして、司法修習は司法修習として、それぞれやるべきことがあるという意味で、両者は本質的に異なるものであると思ひます。

これは裏を返しますと決して、司法修習がいろんな意味で批判をされておりますけれども、それを否定する立場に私は立っているわけではありませぬし、あるいは、大学の場にどっぷりと漬かっている立場ではありますけれども、それを全面的に肯定的に評価しているわけでもありません。それぞれ違うものは違うなりに存在意義があり、そしてそれぞれその特徴を生かさなければいけないという折衷的なスタンスをとっているわけです。

では、どういうところが違うのかということについて、まずお話をしたいと思ひます。そもそも大学の教育と司法修習の訓練は違うのではないかと思ひております。教育の方法、そして教育の目的が大きく違うと考えております。

レジュメに書いておりますように、大学というのは研究・教育を行う場であり、そして、司法修習というのは、教育というよりも、まさに訓練であろうと思ひます。

大学における教育と研究、特に教育に焦点を合わせた場合、ドイツ語を第2外国語として習われた方であれば必ず一度は聞いたことがあると思ひますが、ドイツ語では教育というのは **Erziehung** と言うと。これは「引き出す」という意味の語であって、人間のさまざまな個性を引き出して、それを育てるとというのが教育であると。では、英語の **education** というのはどういう言葉で成り立っているかということ、動詞で **educate** という語がありまして、これもやはり「引き出す」ということでありますから、学生の個性、そして特性というものを引き出しながら、その人のさまざまな能力を発展させていくという意味を持つ語です。人間の個性を尊重し、オリジナリティーとか、あるいはユニークネスというものを促進することが、大学の教育・研究の重要な側面ではありますが、それに対して司法修習というの

はまさに訓練であります。これはさまざまな批判の中で繰り返し指摘されていますように、訴訟を遂行するために、もう既に先輩方が形成されている裁判実務を新人が邪魔をしないように、裁判実務にちゃんと円滑に適応して、それを継承していくとすることができるような人材を育てていく訓練のように思われます。悪く言いますと型にはめることです。個性は否定して、オリジナリティーを消してこれまでのやり方を学ぶというのが訓練であり、司法修習というのもどうもその辺に本質があるのではないかなと思っております。

そういうことを決して印象論ではなくて、実際に早稲田大学の臨床法学教育研究所、および科研費臨床法学グループ、ここで文科省からもらっている資金である科研費にも言及しないといけないと思えますけれども、その調査結果から言えることです。この調査ももう5年ほどたちましたけれども、法科大学院を修了して司法修習生となった者に対する弁護修習に限定されるわけですが、弁護修習で指導をした約2,000人ぐらいの弁護士の方を対象として調査を実施しました。これは日弁連の全面的な協力を得まして、実際にアンケート用紙が全国くまなく届いたと認識しています。回答がありましたのは669件でした。この種の調査としては大変高い回収率であったと評価していただいております。

この調査の中で一番最初に尋ねていますのが、弁護修習を指導されている弁護士の方々に、「司法修習生の指導に当たって何を狙いとしていますか」ということです。回答選択肢を8つ示し、そして、そのうちから3つ選んでもらうことをお願いした設問なのですが、第1の選択肢であります、「法実務の現状を認識させる」ということを選んだ方が78.2%であります。これが最も多い選択肢です。

それに対して最も選択率が少なかったのは、「法実務の改善を考えさせる」というものであり、これにつきましては、1.3%の指導弁護士しかそれを選ばなかったということが、客観的なデータとしてあります。

すなわち、司法修習というのは先ほど申しましたように、既に訴訟実務はどのようにすべきかが確立をしているわけですから、それを新人弁護士が邪魔をしないように円滑な、そして十分な実力を備えた人を育てていくという考え方が、これ調査結果に反映していると思えます。

しかし、大学教育あるいは大学の研究というのは、他の人が既にやったことを受け売りしていても全然意味はありません。そしてまた、学生を育てるということについても、その学生の個性を尊重するということが、突き詰めれば人間の尊厳を尊重するということにもつながり、人間の社会のより大きな発展ということにつながっていくわけですから、私の報告の一番中心は、先ほども申しましたように、大学における臨床法学教育と司法修習というのは基本的に、やり方も、そして目的としていることも違うということをまず認識することが必要であると思えます。

臨床法学教育はアメリカのロースクールで開発された法専門職の教育方法論です。学生が学ぶべき理論と技能と専門職倫理の3つを統合した教育方法論です。臨床法学教育は、アメリカの場合、特に二重の目的を持っているといわれます。

1つは、当然に学生教育であります。もう1つは、特に低所得者層で自らの資力ではリーガルサービスを得られない人たちのために、リーガルサービスを提供するという社会貢献です。学生教育と社会貢献が両輪となっているといわれます。しかし、3つ目の目的として、やはり大学で行うという意義の観点から、法理論の発展と法実務の改善改革ということが、重要な臨床法学教育の目的であろうと思っています。

それは、これまでの従来の日本の法学という研究、あるいは法学教育が扱ってきた事柄そのものが、多くの場合、ともすれば現実社会との接点を必ずしも十分に生かし切れていない形で、大学の教育・研究が行われてきたということについての大きな反省を、アメリカの臨床法学教育から得られると思っています。そして、そのことを通して、今回の司法制度改革の中で大学に法科大学院が設置されたということ、大きな法学教育研究の転機とすべきであろうと思っています。

レジュメの一番最後には書いてあることですが、次の10年に向けて何をなすべきかということにも関連いたしますが、たとえ、もし万が一にでも法科大学院という制度がなくなったとしても、これは万が一というふうに私は思いたいわけですが、大学という環境で、法専門職養成という活動を放棄してはいけないと思っています。

今後10年、法科大学院がどういうふうになるにせよ、これまでの12年間の法科大学院の経験を、それを全くゼロに無にしないように、つらい努力ではありますけれども、それをさらに生かしていくということが必要であろうと思っています。

どうもありがとうございました。(拍手)

後藤(弘)：どうもありがとうございました。今までの5人の方はこれまでの学会や臨床法学教育の10年を支えてきてくださった方たちでしたけれども、最後に、これからの10年を支えていくであろう、ロースクールの教育を受けて法曹になった方の代表として、お話をいただきたいと思います。

「新しい法曹養成制度のユーザーの立場から——若手法曹の意見」ということで、小島(おじま)先生にお話をいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○小島秀一「新しい法曹養成制度のユーザーの立場から——若手法曹の意見——」

小島秀一(弁護士)：弁護士の小島秀一と申します。本日は若手にも貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、テーマとしては、ご配慮をいただいたものと思いますが、「新しい法曹養成制度のユーザーの立場から」という幅広いテーマをいただきました。何を話しするか悩みましたが、時間の関係もありますので、1つに絞ってお話しをしたいと思います。具体的には、法科大学院の公益的活動に関する後継者育成など、学生のメンタリティーの側面について、お話しをしたいと思います。先日、私の同期の弁護士がアメリカの学会に参加したのですが、

そこでも公益的活動の後継者育成の側面について、熱い議論が交わされていたと伺いました。法科大学院時代を振り返りますと、当時、教員の方々もこの点を強く意識していたのではないのでしょうか。

まず、テーマにも「ユーザーの立場から」とありますので、少しだけ自己紹介をさせていただきます。私は2004年に早稲田大学大学院法務研究科に入学し、2008年に61期の弁護士として弁護士登録をしました。その後、2009年末から2012年末まで、国会議員の政策担当秘書をした後、2013年から弁護士に復帰し、現在に至るまで弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックに所属しています。また、2015年からは法務教育研究センターで助手をしています。その他、早稲田大学の法科大学院との関係では、2008年からアカデミック・アドバイザーとなり、また、2013年からは学生・教員・修了生との交流を図ることを目的とした「つなぐ企画」という学校承認団体を立ち上げて、日常的に法科大学院生から相談を受けたりしています。

本日は、公益的活動の後継者育成の機会、将来の法曹像の獲得の機会、実務への批判的視点の獲得の機会等、法科大学院教育の学生のメンタリティーに寄与する価値が、もつともつとフォーカスされても良いのではという、ある種当然の内容かもしれませんが、この点についてお話しさせていただきます。

私は今でも法科大学院時代の様々な教授の言葉や行動を鮮明に覚えています。入学早々の時期、ある刑事訴訟法の教授は、我々学生に向かって、「皆さん、弁護士というのは非常にぜいたくな仕事です。それは何故か。それは正義とは何かを考えられる仕事だからです。正義を考え、そしてそれを主張することができる、こんなぜいたくな仕事はありません。」と言われました。今でも、つらい仕事にぶち当たったりしたときには、この言葉がパッと頭の中に浮かんできます。

また、ある民法の教授は、ある公職に推薦された人に対して、「あんなやつにまともな書面が書けるか」と言われていました。非常に重要なポストに関する発言だったのですが、「反対の意見書を書いて徹底的に戦う」と言われていました。それを聞き、私は弁護士というのは公のために自己の利害を離れて戦わなければならない仕事なのだと、強烈に印象付けられました。

ある行政法の先生は、公益的な事件のことを話す時、本当にとっても楽しそうでした。公益的な活動とは、きっと素晴らしく楽しい仕事なのだろうと私の頭には強く刷り込まれました。

何を申し上げたいかということ、一つには、法科大学院生に対する教員の方たちの影響力は非常に強いものがあるということです。学生は右も左も分からない中で大学院に入学し、恐らく教鞭をとる方々が思っている以上に、教員の一言一言をよく覚えています。そして、その後、10年経った時、私も既に10年以上が経過していますが、いまだに何か事件があると、当時の言葉をパッと思い出します。

私たちが在学していた当時、学生は、教員と日常的に頻繁に接触する機会を与えられてい

ました。その中で、私は教員から「君はどういう法曹になりたいんだ」という趣旨の質問を度々問い掛けられました。当然、私自身、その質問に対して日頃から自問自答するようになりました。私が「こういう法曹になりたい」と言うと、「本当にそれでいいのか」と叩かれることもありました。私が反論すると、「じゃあ、こうしたらどうだ」などと助言ももらいました。日常的に将来像やあるべき法曹像などを考えさせられ続けた時期でした。

その後、司法修習に行ったとき、私はギャップを感じました。少し失礼な言い方となりますが、司法修習の指導担当は、玉石混交と言ったら怒られるでしょうか、非常に素晴らしい方もいれば、そうでない方もいらっしゃいました。実務ではこうなっているんだと言われて、納得できない、法科大学院でもそういった話はなかったと思うことが、何度もありました。そして、そうした指導担当の発言に対して、何ら疑問を抱かない修習生が思った以上にいることにも驚きました。

何故、法科大学院で学ばなければならないのか、実務教育は司法修習以降でよいのではないか、などと疑問を呈せられることがあります。確かに、ベテランの諸先輩方は大学院に通うことなく活動されてきています。しかし、昔とは状況が異なる部分もあるのではないのでしょうか。社会に関心を持つ学生の割合、短くなった修習において目指すべき法曹と長く接触を持てている修習生の割合、最初の弁護士事務所を志望に沿って選んでいる新人弁護士の割合等々、昔とは状況が少し変わっているのではと思います。また、少なくとも、法科大学院の時期は、より感受性が高い時期であり、学生は司法修習の時期よりも強い影響を受けるだろうということには、多くの方に賛同いただけるのではと思います。

お話しが少し変わりますが、今後の法科大学院教育において、取り組みたいと思うことについても少しお話しをさせてください。今後、私は、ハードケース、社会的に耳目を集める公益的な事件等を、学生が主役となり能動的に取り組むことができないか、そういう臨床教育が進められないかと思っています。控訴や上告事件などが中心になるのではと思っていますが、事件ごとに当該専門分野の研究者教員と実務家教員とが連携しながら、法科大学院生が主役になって公益的な事件に取り組めないかと思っています。自分が主役となって関わっているという意識や成功体験が、自らの将来像やあるべき法曹像をより深く考えさせるきっかけとなるのではと思います。この点、事件確保の方法や、法科大学院生の時間確保の問題、長期にわたる事件への学生の関与の仕方など、多くのハードルはあると思います。そのため、まずはアドホックな課外活動の形で取り組まざるをえないと思っています。現在、大学併設の事務所におり、また先ほど少しご紹介した「つなぐ企画」という団体で、学生と日常的に接触ありますので、関心のある学生を誘いながら、こうした活動に取り組んでいこうと思っています。

お時間が迫ってきていますので、まとめに入っていきたいと思います。

私は、メンタリティー的な側面に関する価値、これが法科大学院の価値として、もっともっと評価されているのではと思います。早稲田の法科大学院の修了生で集まると、公益的な活動に非常に熱心な人たちが多く集まると感じます。同期の修了生の間で大学院時代

の話になると、あの時、あの教授はこんなこと言ってた、いや、あの教授はこうも言ってたという話が本当に多く出ます。改めて、私たちは大学院において教員から強い影響を受けたと思います。法科大学院において、ある種、教員方の意図した通り、洗脳を2年間ずっと受け続けた成果なのかもしれないですけども(笑)、やはり影響は非常に大きいと思います。個別の取り扱い事件、NPO活動、社会運動等々を始め、公益的活動に私の周囲の人たちは非常に熱心に取り組んでいます。多くの方は、大学院で受けとったものを社会に還元をしようかと思っているように思います。

教員の方々は、これまで公益的な活動を行う法曹の輩出、社会の役に立つ人材の育成という目的があったからこそ、ボランティアベースでも懸命にやってくられたのではないのでしょうか。そして、社会や国民のニーズもこの点に大きなものがあるのではと思います。優秀な法曹の育成も重要ですが、その前提として、社会の役立ちという志を持つ法曹、公益的なマインドを持った法曹を輩出すること、これが社会が求めているものではないでしょうか。そして、学生にとっても、法科大学院は、司法試験に合格するためだけでなく、アイデンティティーや法曹としての自覚、目指すべき立派な法曹になるんだという志し、そして、教員、同級生、OBといった人とのつながり等々、将来のための貴重な財産を獲得できる場所だと思います。

時間となりましたので、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

後藤(弘)：先生、ありがとうございました。

これで個別報告、6人の方の報告を終わりたいと思います。

<休憩>

●全体討議

山口卓男(筑波大学法科大学院客員教授)：さて、それではシンポジウムを再開いたしたいと思います。午後の部の司会を務めさせていただきます弁護士の山口と申します。よろしくお願いいたします。

午前中は6人の登壇者の方々から個別報告がございました。後半の予定では、まず本日、コメンテーターとして5名の方をお願いしております、コメントを順次いただきたいと思います。

そして、そのコメントを受けまして再度、前半の登壇者の方々によるディスカッションを進めさせていただきたいと思います。予想どおりといいますか、時間が随分押してしまいましたので、若干時間が圧縮気味になることはご了解いただきたいと思います。

さて、それでは、前半の最初の基調講演、フット先生からの基調講演に対しますコメントとして、早稲田大学の須網先生から一番最初にお話をお願いしたいと思います。

○指定発言

須網隆夫（早稲田大学教授）：早稲田大学の須網でございます。

山口：よろしくお願いします。

須網：若干コメントをさせていただきたいと思います。

私は、1990年代末から司法制度改革の議論に関わるようになり、法科大学院制度についても幾つか論考を發表させていただきました。ある種、根本的改革派として議論に関わらせていただいた者としては、現状には非常に忸怩たる思いがありまして、やはり力不足をいろんな面を感じております

今日、私がお話しすることは、「ダニエル・H・フット教授報告を受けて」という1枚裏表の資料がありますので、これを見ていただきたいと思うわけです。私はいつも身も蓋もない議論をして皆さんの批判を浴びていますが、確かに、いろいろな制度設計の問題点があって法科大学院の現状を迎えているわけです。ここまで司法試験とか、入学者選抜といろいろな具体的な問題が指摘されましたけれど、当時、それらの不備を克服することが現実的に可能であったのだろうか。また今後の10年を考えると、いろいろ制度改革の議論が出てくると思いますが、そもそも欠陥がない制度を作ることは、現実的に可能なんだろうか、そういう問題意識があります。

言い換えれば、法科大学院制度自体、狭い意味での制度自体がうまく設計されれば、果たして物事はうまくいくんだろうかという、そういう問題意識であります。

ですから、結論を要約すれば、むしろ完璧な制度設計を具体化できることは、むしろ現実的には不可能であることを正面から認識すべきであると思います。全く白紙の下に制度設計を行うことができれば、それは可能かもしれませんが、現実にはさまざまステークホルダーがいて、この法曹養成制度のあり方について多様な意見を持つてるわけで、そういう中で理想の制度が採用されるなんてことはおそらくあり得ない。

それにもかかわらず、正しいと思われる方向性に、どのように我々にはじり寄っていくのか、そのためのメカニズムはどういうふうにあるべきなのかというような今まで議論されなかった問題を、我々は、あらかじめ考えておく必要があるのではないのでしょうか。

つまり、今までの議論は、理想の制度はこうなんだと、こうすれば良かったんだという議論がほとんどだと思うのですが、実際そういう理想的な制度がほんとにできればいいですけど、実際にはできない。そのときに一体何を考えて、どうすべきであるのか、その面で今までのわれわれの議論は、非常に不十分であったのではないかと思うわけです。

その意味では、特にアクターの問題は重要です。正しい発展の方向性を維持するためには、制度自体の設計とは別に、それを取り巻くさまざまなアクター、特に正しい方向への発展を

妨げようとするアクターに、いかに大きな力を発揮させないかということ、やっぱりこれから考えていかなければいけないのではないかと思います。

私は法科大学院制度、司法制度改革審議会の意見書に基づいてできているわけですが、率直に言うと、そんなに悪いものではなかったと思います。もちろんいろいろと不備はありましたが、司法制度改革審議会は日本の審議会には珍しく、本当に熟議が尽くされた審議会だったと思いますので、あの時点で日本の中で具体的に成立し得る構想としては、ほぼ完璧とは言いませんけれども、十分合格点をつけることができる、そういう内容だったと思います。

それから、先ほどのフット先生の話にもありましたが、2004年に制度がスタートしたときは、ほんとに新しい法曹養成教育が日本でも実現すると現実性を多くの教員が間違いなく感じたと思います。そういうエネルギーもあったし、熱情もあった、そういう状態だったと思います。

一体どこで潮目が変わったのかと。そして、その潮目の変化をなぜ阻止できなかったのかを、私は考えるわけですが、私は、やはり2005年から2010年の間の弁護士会の増員反対を中心にした法科大学院への対応、そして、それを支えた弁護士の窮乏化という言説、要するに食えなくなってるんだという主張ですが、ここにやはり大きな問題があったのではないかと思います。先ほどフット先生も2008年の緊急提言の話をされていて、おおむね私と認識を共有していただいていると思いましたが、

これらの否定的言説、特に弁護士の窮乏化、弁護士は食えなくなってるんだという認識が、法曹への魅力を失わせて、現在、法学部志望者を含めて法曹志望者全体の激減という事態を引き起こして、特にここ5~6年、2010年以後、ロースクール制度の基礎を掘り崩していると思います。

これに対応しないと、やはりロースクール制度の将来も見えないのではないのでしょうか。

資料の裏に行きます。私は、この窮乏化言説には素朴な2つの疑問を持っております。私、この間、2011年からロースクール学生にも関与していただきながら、福島原発被災地の支援をずっと行なっているわけですが、私の肌感覚として、リーガルサービスに対する潜在的な需要は非常に大きなものがあります。そして、そういった潜在的な需要は現在の弁護士によっては満たされていません。

ただし、資料でも書きましたが、弁護士の今までのやり方ではその潜在的な需要にアクセスできないことも事実です。そして、そういう潜在的な需要にどうアクセスするかという手段・方法を開発しようとする議論も、いまひとつ不十分なように思います。

それから、2つ目に、訴訟業務を除いた分野について、弁護士会は、いろいろな業務拡大の努力をされてきましたけれども、一番私が疑問に思うのは、弁護士は、法律上弁護士の職務範囲に含まれると解釈されている広い業務の、実はごく一部でしか仕事をしていないことです。

具体的には隣接職種の業務がそれに当たるわけですが、なぜかよく分かりませんけれど

も、弁護士は、できるにもかかわらずその種の業務に拡大しようとする意識を全く持たず、「仕事がない、ない」と皆さん、おっしゃっている。これには裁判法曹として自己規定をし、また裁判法曹として教育を受けた弁護士の側のやはり自己認識の問題と、それから、社会自体が弁護士に何を期待しているかことの両方の要因があって、なかなか解決は難しいわけですが、いずれにせよ、窮乏化言説への疑問を払拭することはできません。

最後に、この10年間に実はいろいろな対策が取られてるわけですが、申し訳ないのかもしれませんが、私から見ると、この間取られてきた対策は、本質的な問題を放置したままで的小手先の対策しかではないと思うわけです。

宮川先生は先ほど、大学が法曹養成教育を行うことの本質的な重要性を明らかにされたと思います。それから、特に初期の段階の教育の中からは、先ほど報告された小島さんのような素晴らしい方が生まれておりますけれども、はっきり申し上げて、あるべき法科大学院は、現在、緩慢な死を迎えつつあると私は非常に悲観的に捉えております。

やはり戦略レベルの失敗を戦術レベルの対応では絶対に取り戻せないわけで、そのことを明確に認識した上で、戦略レベルの失敗、具体的に言えば合格率の低下とか、それが戦略レベルの失敗になるわけですが、正面からやはりそれを議論するしかないのではないかと思います。

アメリカの大学の歴史を見てみますと、やはり19世紀からいろんな改革の歴史があります。その多くは失敗の歴史です。従って、別に今回の法科大学院制度がうまくいかなかったからといって、別にそんなに、落ち込む必要もないのではないかと思います。また次の努力をすればいいだけだと思うのですが、ただし、そのころまで私が生きていることはどうかと思って（笑）、若い方たちに期待する次第です。

以上です。（拍手）

山口：どうも、須網先生、ありがとうございました。不意打ちなってしまったようで、恐縮でございます。

あとの方は、この表示された順序で順にご発言いただきたいと思いますが、単純な五十音順でして特段の意味はございません。

どなたのどのコメントに対する、どの報告に対するコメントということであってもいいし、そうでなくても構いません。それから、報告の中に表れてないことを指摘していただくのも結構でございます。

では、一番最初に中央大学の**大貫先生**にお願いしたいと思います。法科大学院協会では、現在、専務理事を務めておられます。

大貫裕之（中央大学教授・法科大学院協会専務理事）：中央大学の**大貫**でございます。臨床教育に造詣が深いわけでもなく、発言資格があるのかどうかかなり疑問ですが、今日は報告を聴いて、その場で感じたことを言えというご依頼でしたので、そのようにさせていただきます。

まず、ご報告に賛同することばかりで、特に付け加えることはないんですけど、現在の非常に危機的な状況の原因について、あえて、2つほど申し上げます。

1つはやはり先ほど来から出てる、司法試験が決定的なボトルネックになっているのではないかということです。関係者の方がいる前でちょっと言いにくいんですけども、これが変わらない限り、法科大学院教育はなかなか変えられないというふうに私は思っています。とにかく受からせなきゃいけないので、受からせなきゃ、あの試験を受からせるために教育をすると、それプラス法曹としての自覚を持てとか、多様なことを勉強しろ、そういうことはかなり無理な話だと思います。これが1点。

それから、もう1つは、先輩法曹が後輩を見る視点がちょっと問題ではないかと思っています。ご自分の現在の人からみて、これくらいできて当たり前とみていないか。そういうご自分は当時どうだったのかと私、率直に思うわけです。やはり長い目で育てるという視点が欠如してるんじゃないかというふうに、ちょっときつい言い方をしますが、そんな感じを持っています。

あと、先生方のご報告に賛成することばかりなので、ちょっと異なった視点からを申し上げます。4点ほど申し上げます。

1つは、フット先生の報告を聞いて、アメリカのロースクール制度、長い歴史を持っていて、非常に危機的な状況もあったと思うんです。沈んで上がってということで今日があるということを考えると、日本のロースクール制度、10年程度で、もう駄目だと言うのはちょっと時期尚早で、もう少し育てるという視点で見るといいと思います。これは関係者の方々に強く申し上げたいと思います。第一代わりがないんでありまして、ロースクール制度反対とおっしゃる人にぜひとも問い詰めたんですけど、じゃ、どうしたらいいんですかということをお願いしたい。戻るべきところは全くないと私は思っています。ですから、ロースクール制度は維持するしかないし、維持できるというふうに私は思っているというのが第1点です。

それから、報告を聞いてると非常に暗い報告もあったんですが、法科大学院はよく頑張っているというのが分かるんですが、申し上げたいことは次の点です。

法曹養成制度が社会あるいは特に若い人に対して、どういうふうに見られているかということを考えないといけなくて、そうじゃないといくら頑張っても制度は尻すぼみになっていくのではないかと。志願者増のための活動、広報活動、よいものはよいと自己アピールをしなきゃいけないだろうというのが、第一点です。

それから、あと3点ほど申し上げますと、フット先生に私はちょっと反対なんです。学部で実務教育というご主張には反対で、私は、むしろ学部教育で例えば読解力、分析力、文章表現力、口頭表現力、それから議論能力という、基礎的なスキルをちゃんと教えてほしいというふうに思っています。実はこれらの能力の養成は、法科大学院生あんまりできないんです。

アメリカの政治経済の教科書だと思いますが、前に、『Government in America』というのを見ましたら、連続コラムがあって、fact finding、それに基づいた仮説の形成、それ

からプレゼンテーションの仕方ということが、コラムに書いてあるんですよ、コラムに。日本の学生はそんなこと全く教わってないです。それがロースクールに来て、ほら、議論してみろとか、プレゼンしてみろと言われても、それはどだい無理な話ですっていうのが私の申し上げたいことです。そういう状況の中でも双方向で法科大学院の教育を頑張ってると思います。法科大学院入学前の教育も私は問題を抱えているんだろうと思っています。学部教育をきちっと変えないと法科大学院だけではなかなかしんどいというのが次の点です。

それから、プロセスとしての法曹養成という、いわば手あかにまみれた表現をわれわれ使うわけですが、同様に手あかにまみれた表現があります。本日の報告に、いわゆる法曹になってからの、とりわけ弁護士の継続形成の話があんまり出てこなかったと思うんですけども、弁護士になってから、法曹になってから、どのように自己形成をしていくか、その機会をどうつくっていくかということ考えた上で、そういう一連の流れの中で、法科大学院修了時点でどの程度のレヘルに到達しているべきかという議論をしていかなければならないと思っております。

これが4点目になるのでしょうか。数が勘定できなくなってきたんですけども（笑）。

最後に申し上げたいことは、法科大学院が、教員のいわゆる、花本先生のお言葉を借りると、学ばせるスキルの向上にもつながってきたんだろうと思います。

花本先生のお考えに全く賛成でいつも教えられることが多いんですけども、法科大学院の教員は学ばせるスキルについてかなり向上しております。先ほどのフット先生のご報告の中に、1年の時点でアメリカはクリニック的なことをやるとおっしゃいましたが、中大には実は1年に「生活紛争と法」という科目があって、その中でいきなり刑事模擬裁判をさせるんです。あるいは民事要件事実を教えるています。そういう教育によって法律学習の助走路として成果を大いに上げています。1年生対象でもこう言う教育はでもできるんです。

もちろん、教員がそれだけの力量があるかどうかという問題はあるんですけど、現にそういう教育が行われております。

何を申し上げたいかという、そういう学ばせるスキルは法科大学院によってだいぶ向上しているので、そうしたスキルをもっと教員間で共有していく必要があるんだろうというふうに思っているということでございます。

確かに須網先生の冷徹な分析は非常にショックを感じるころなんですけども、この点で思うことは、「社会技術」という学問分野があって、自然科学と人文社会科学分野を総合して社会的な問題を解決していくという、学問分野です。

その代表的な論者の堀井秀之先生が書いてるんです。船が沈みそうになったとき、自然科学に関する知識、天気に関する知識、それから船の構造に関する知識、これは船を沈ませないための非常に重要な社会技術である。しかし、何より重要なのは、違うんだと、船長がその船と最後まで一緒になる、死ぬつもりであること。これが、船が沈まないようにするための最も重要な社会技術であると書いてありました。私自身がいつか降りるかもしれませんが（笑）、やはり法科大学院という船に乗り続けているということが大事なんだろう

なというふうにして、私の敬愛する須網先生に対してちょっと反論をしてみました。

以上でございます。(拍手)

山口：ありがとうございました。私も、自分が「退船」するのは最後にすると(笑)、学生には常々言ってるところではあります。

さて、続きまして川端先生にお願いします。川端先生はご存じのとおり、このロー・スクール構想の立ち上げに大きく力のあった方でございます。今回は、久々にお話を伺えることを、楽しみにしておりました。

川端和治(弁護士)：実は私自身は、今ある法科大学院制度とは全く別な構想を第二東京弁護士会として、こういう問題が始まる直前に発表したことがありまして、その一番の眼目は司法研修所の廃止と、それに代えて研修弁護士制度を作るというものでした。というのは、大学の教員に法科大学院やらせても実務教育はできないだろうというものすごい反対があった。それが司法研修所を維持すべきだっという議論の中心だったので、じゃ、法科大学院終了後に研修弁護士制度で実務教育をすればいいでしょということを提案したんです。

その直後に、日弁連の副会長として法曹養成制度の改革を担当することになったんですが、ただ、第二東京弁護士会でその構想を発表したときにもものすごい、何て言うか、敵意のこもった攻撃が弁護士の側からあって、司法研修所ほど素晴らしい教育制度はないと。私たちは大学の法学部で全く何もまともな教育受けなかったんだけど、研修所に行ったおかげでこんな立派な弁護士になれたっという人が、抗議に押し寄せてくるという状態になったものですから、司法研修所の廃止は通らないだろうというのは分かってました。

それで、日弁連として法科大学院制度に転換しようというところとはとにかく貫こうとすると、先ほども出てましたけども、いろんなステークホルダーと妥協しなきゃいけないものですから、当時、東弁の会長で同じ副会長だった平山先生が、東弁の方たちを説得するのによく言ったのは、「法学部はそのままにします。司法研修所もそのままにします。その間に、法科大学院を入れます。どうせ予備校に行ってるんだから、それくらいの期間は理想的な教育したほうがいいでしょう」というようなことでした。そのような状態で、日弁連はようやく法科大学院制度の創設を承認するという事になった。

私は日弁連の代表として、先ほど出ましたけど、司法制度改革審議会の中に設けられた法科大学院構想に関する検討会議から、ずっと制度作りに関わって、しかも、その後、設置審議委員会の委員として設置審査もやり、それから、大宮法科大学院大学の教授として教育もやり、一方で、法務研究財団の第三者評価の委員もやって、第三者評価に回るという意味で、いわばフルスペックで法科大学院を担当したので、やっぱりこれがうまくいかなかったのは一体私の何が悪かったんだろうかと、常に考えざるを得ない立場にあるんです。

私の意見を聞いてくれればよかったのにというようなことを言っても仕方がないので(笑)、じゃ、どこをもっと頑張れば良かったのかということを見ると、突き詰めると、

やっぱり法科大学院に変えようというのは、司法試験一発で選抜するのは間違いで、プロセスによる養成に変えなきゃいけないという根本理念があったはずなんです。

プロセスによる養成に変えるためには、そのプロセスをまともに経た人は資格を与えるということが前提になってなければ、うまくいくはずがないというのは、当時も抽象的には分かってましたけど、実際にやってみるとほんとにそうだなと思うんです。

だから、じゃあ、その点をもっと頑張るために、どうすればよかったのかということになるんですけど、これはものすごく壁が厚くて、法務省は、やっぱりあそこも大学教育を全然信用していない人たちの集まりだったわけで、司法試験で絞るしかないんだと。法科大学院は自由につくらせてあとは司法試験で絞るという、これも非常に明確な態度で、ですから、設置審議委員会の最後のころ、いくら何でもこれは設置し過ぎだという意見を、法務省まで述べに行ったことがあるんですけど、そのときもほとんどけんもほろろで相手にされなかった、いう経験もあります。

あともう 1 つ、もし頑張れたとすればというのは、これは私その実害がよく分からなかったので、反対意見を法曹養成検討会では述べてないんですけども、法学部の専任教員と法科大学院の専任教員のダブルカウントを認めなきゃいけないっていう議論がありました。それを検討会で提案したのは実は田中さんで、東大や京大でこれだけの定員の法科大学院をつくるには、もうどうしてもダブルカウントは認めざるを得ないということで、私もそれはそうかもしれないなと思って賛成したんですが、せめてあすこだけは理論的におかしいと頑張っていれば、もうちょっと東大、京大の最初の入学定員を最初から小さくできたのかなと思います。それ以外は私の議論が通ったものはないし、また、私は日弁連の代表ですから、日弁連の意向も踏まえなきゃいけないので、違う結論は多分難しかったんだろうなと思います。

でも、1 つだけ私の議論が通ったのがありまして、それは年限ですね。田中さんたちは 2 年間、既修コースが基本、例外的に未修の人には 3 年という提案をしたんですけど、それを 3 年が基本、未修が基本、既修はその例外コースというふうに変えさせることはできた。

なぜできたかっていうと、これはまたつまんない話なんですけれども、2 年だと修士しか与えられないと、3 年が基本だったら博士号が与えられるんだということを文科省が言いまして、私はそれに飛びついて、「博士号を与えられるんだから 3 年にしましょう、3 年にしましょう」と言って、これだけは通りました。

最近、私が大宮で教えてた公益弁護活動論を受講した後、結局三振してしまった学生からメールが届いたんですけど、それは行政書士事務所を開きましたというメールでして、彼は経歴から言うと、ある大学の法学部を出て、ある県の職員になって、そこから NGO の募集に応募してカンボジアに行って、カンボジアでの経験からもう 1 回勉強し直そうということで、イギリスの 2 つの大学に留学して、国際関係と、それから国際公法でそれぞれ修士号をもらって、その後 JICA に入って、アフリカでタンザニアとか、それからどこだったかな、ウガンダ、ザンビア、そういうところで JICA の仕事をして、司法改革の話聞きつけて、

これは弁護士になる意味があるということで大宮に入ってきて、3年の後期にもなって公益弁護活動論という、司法試験には全く関係ないというか、ただ時間を取られるだけの授業を取ったせいがあったのかどうか知りませんが、結局合格できなくて、その後またJICAに戻ってザンビアで2年間やって、5年の制限がつきる前にもう一度戻ってきて、2回試験を受けて、結局三振したんですね。

公益活動をやる弁護士になりたかったけど諦めたのですが、法科大学院で習った科目も使える行政書士の試験には簡単に、もともと簡単な試験だと思いますけど、受かって開業したと。

だから、私がおのあいつ状を見ててふと思ったのは、行政書士というのはたくさんいますけれども、多分法務博士っていう肩書を使える行政書士というのはそんなにはいないので、それが一つの助けにはなったかなと思いました。他の行政書士と違って、彼はそういう意味できちんとした法科大学院の教育を受けてますし、法曹倫理の教育も受けてますから、何て言うか、行政べつたりの代書屋さんというよりも、もうちょっと法曹的な目を持った行政書士になるんじゃないかと思います。

しかも彼は今、社会福祉士の資格も取るということで、また勉強してるようですけれども、そういう、公益マインドがすごくある人に育ったのは良かったのかもしれないと思いつつ、でも、私の根本的な疑問は、なぜこの人に弁護士資格が与えられるような、そういう試験じゃないんだろうということ。先ほども後藤先生がおっしゃってましたけど、未修で3年間まともな教育をするわけですから、それにきちんと耐えて卒業できた人には、もうみんな弁護士資格あげちゃっていいんじゃないかと。

弁護士が食える、食えないというのは、そういう意味では全然関係のない話で、既存の業界が参入規制をするっていうのは、それ自体が不正義じゃないかというふうにしかならないんですが、これも全くの少数意見で、こんなことを考えながら弁護士会に行くと居心地が悪いだけなので（笑）、最近はまだ全然顔出さないということです。どうも。（拍手）

山口：なるほど。この続きは、またあらためてお伺いしたいと思います。

では、次に久保利先生、もうご紹介するまでもありません。Law 未来の会を主催されております。では、よろしくお願いします。

久保利英明（弁護士・桐蔭法科大学院教授）：久保利英明と申します。Law 未来の会の代表ということで、お招きいただきました。Law 未来の会というのは何かというと、ロースクールと法曹の未来を明るくする、将来を明るくするため行動する任意団体です。

基本的には3,000人を一人たりとも欠けるというのが主張のポイントでございまして、それから、そもそも今までの法曹養成というのは、これは全部裁判官養成なので、弁護士をつくらうという人たちにとっては実は邪魔者以外何者でもない。実は川端さんが平成12年の二弁会長、私は平成13年の二弁会長で日弁連の副会長、こういう立場で継続して、大

宮をつくるのに協力をしながらつくっていったわけです。

今話を聞いてると、まだ死んでもいない子の年を数えるみたいな話で、まだちょっと風邪引いたぐらいのやつを、そう簡単に殺さんでくれというふうに思いまして、大宮が桐蔭に統合されたもんですから、ほんとは70才の定年を過ぎているわけですけども、新しく桐蔭のロースクールの教授ということになって、今また一生懸命講義をやっております。

幾つか申し上げたいことがあります。皆さんおっしゃってるのもっともなんですけれども、世の中にはどうもポイントがよく分かってらっしゃらない方もいるんじゃないかと思ったんで、あえて言いますが、まず司法試験の問題、これ、皆さん方、教員の方々も含めて、自分でその司法試験の状況とおなじ状況で解いたことのある方、どの科目でも結構ですけども、どれくらいいらっしゃいますか。

そんなにはいらっしゃらないですよ。何が一番しんどいかと言ったら、万年筆で8枚びっしり書くというだけでもえらいきついですよね。ほんとに普段だとパソコンか鉛筆で殴り書きをしたりやっていますけども、黒のボールペンか万年筆で書かなきゃいけない。これが罫が決まっていて、しかも時間は2時間しかない。憲法の問題を漏えいをしたという事件が昨年ございました。じゃ、漏えいした問題をみんなで解いてみようというので、Law未来の会で解いてみました。採点は、これやっぱり一番権威のある伊藤塾に頼もうと（笑）、ということになりまして、憲法の先生には頼まないで伊藤塾にお願いしました。

02 : 49 : 55

そうしましたらば、一番いい点数を取ったのは、実は某国立大学で受験指導をしている、これ東大ではありませんけども、そこで受験指導をしている弁護士が解いた答案が、大変良い、というので、85点だかもらいました。75点だったかもしれません。

私は60点でかろうじて合格ではあるというのをいただいたんで、若干鼻が高いと思ったんですが、この副代表のあえて名前は隠しますけれども、この副代表が何と10点を取りました（笑）。でも僕が見てもそんな悪い答案とは思わないんです。

ただ、彼が言っていたのは、BとCを比較して何とかでって話は、CもBも両方とも採用試験に落ちこつてるんだから、Bと比較して俺は少しいいところがあると言ってみたって始まらんんじゃないかということで、こんな主張は本来まともな弁護士なら相手にしないと書いて書かなかった。このために膨大な点数をロスしまして、書きゃよかったんですね、どうも。だけど書かなかった。それは果たしてほんとに落第答案なんだろうかと。少なくともどう考えてみても、私はまっとうな弁護士ならそう考えるよね。ただし、私は「一人一票同一価値を実現する訴訟」で伊藤先生の薫陶（くんとう）をしょっちゅう受けておりますから、試験というのは聞かれたことに答えなければ駄目なんだというふうに言われておりますので、一応ふにゃふにゃと答えたようなふりをしたら60点もらえた。こういうことでありまして、試験問題が悪いこともさることながら、その採点基準なるものがほんとに大丈夫なのかと。

これは逆に考えますと、裁判官養成と思えばそれはそれでそうなのかもしれません。要す

るに誰よりも優秀で素晴らしい点数を取って、100点満点で90点ぐらい取らないと裁判官にはできないよというペーパー主義、判決一本主義みたいな感じで言えばそうかもしれませんが、弁護士ってそうじゃないよねと、私はつくづく自分で解いてみて思いました。これが司法試験の問題。

そして、司法修習、司法試験というのはまさに法曹養成と言っても、これ裁判官養成が眼目ですから、司法修習なんていうのはこれ裁判官養成する以外何の価値もないわけです。でも、こんなものやめろというふうに言ったって、誰もやめたりしません。最高裁司法研修所の意味がわかっていないのです。法務省が検事をつくるため、最高裁は裁判官をつくるためにこれ必要なんです。弁護士は司法修習しないでもいいよと言ってくれればいいんですけども、それもそうは言ってくれない。嫌々ながら司法修習生は無給で奴隷労働をしているわけです。

僕はこれはストライキぐらい起きるかというふうに思いましたが、誰もノーサンキューと言わないわけです。僕たちの時代はとにかく違法な取り調べ修習は駄目だと言って、検察修習のときに違法な取り調べ修習を拒否するということをやって、罷免にもならずちやんと今こうやって弁護士バッジも付けてるわけですけども。

そういう戦いをしようという度胸がないやつが弁護士になってどうするんだということで、私は現在、弁護士論というのを大宮ではじめ今は桐蔭でやっておりますけれども、そこでは気骨のある弁護士といいますか、これを次々と呼んで、ゲストスピーカーとして、夜の8時40分から10時10分まで90分の授業をやって、その後12時まで一緒に酒を飲んで飯を食います。

これは本来なら桐蔭の学生だけ、これほんとは5人しかいないんですけども、その僕の授業を受けてくれる5人以外に、公開授業にいたしました。そしたら何と30人、よそのロースクールの学生、それから、修習生、それから若手の弁護士、この人たちが聴きにきてくれて、毎週月曜日の夜の8時半から12時までではもう大変な盛況です。

そういうことをやってみて分かったことがあります。本来、パフォーマンステストうんぬんを考えると、ロースクールっていうのは私は、弁護士のようには考え、弁護士のようには振る舞う、そういうパフォーマンスをどれくらいできるようになるかっていうのを、つくる場所だというふうに思っていたんですけども、実際にはよそのロースクールとか、よそのロースクールを出て修習生になった人に聞いてみますと、「弁護士とそんなに昵懇（じっこん）に夜中まで飲む？ そんな時間もないし、先生も忙しいし、あんまりやりませんよ」と。ましてやそれ10人、日替わりメニューですけど、毎週1人ずつ替わって、10人ゲストが来るわけです。中村直人、國廣正、それから升永英俊さん、あるいは鳥飼重和、彼は、税法のプロです。こういうどこへ出しても恥ずかしくないような人を10人呼んで、徹底的にやると、「こういう授業がうちの大学にもあったら良かったのにな」と皆言ってくれます。これ、2年、3年生用の授業ではあるんですけども、大宮で1年生向けにやっていたのをそのまま今桐蔭に持ってってます。そういう授業というのはどうもよそではないよだというこ

とがわかりました。

そうなってくると、ロースクールというのは本来どういうふうに規定してわれわれ始めたんだっけと。とにかく、さっき川端さんが言ったように、ここでいいロイヤーをたくさんつくるんだ。そうすると、当然大勢つくるから競争は激しいよと。そこで生き残って頑張れるいいロイヤーをつくろうというのが、ロースクール間の競争だろうというふうに思っていたのが、みんな司法試験の合格率競争になってしまったと。

その合格率競争も、さっき申し上げたようなのが、司法試験の内実です。そうなってくると、日本の司法の力を、数は増えたけれども、弱くしてんのか。私はそうではなくて、ほんとに数さえ増やせば実は強くなるんだと思ってます。ですから、少数精鋭って実ほうそなんで、少数だと怠けるやつが多いんです。談合するんです。そこへ多数にすれば、そこで切磋琢磨せざるを得ないんです。

ということで、われわれの会は 3,000 人というのを断固譲れないというふうにさんざん言いましたら、さすがに日弁連からも、あんまりすごい数字言わないでくれと、自分たちは 1,500 と言ってるから、といわれました。2,000 ぐらいで止めてくれると何とか調整がつくんだがという話になって、去年 1,850 ぐらいで一応止まったわけですけど、今年どうなるのか、これ大変見ものでありまして、われわれとしてはもう何度でも法務省にプレッシャーを掛けにいかなきやいかんし、司法試験委員の全員、二百数十名いますけども、これにまたお手紙を差し上げて、お前らが人数制限なんかしたらお前らは国賊であると（笑）。要するにこの国をどういう国にしようというんだと。世界中みんなリーガルで競争していて、あの中国だって結局国際仲裁裁判所で負けちゃうわけです。

ということになると、やっぱり司法の力が国力なんだと。それを担う弁護士の数を増やさないとどうするというふうに私は考えています。

さっき大変心強かったのは、小島さんが非常に立派なご説明なさいまして、ほんとにそうだなと。大宮を出た人たちは法務博士も含めて、みんな世界中に飛び出しています。さっきのカンボジアもそうですけれども、ミャンマーに行ってる人もいますし、ニューヨークの国際機関に就職した人もいますし、これ全部弁護士じゃありません。残念ながら司法試験に落ちた法務博士です。

こういう人をつくった教育機関というのは、そんなにうじうじと下うつむいて、戦犯だとか何とか言われる筋合いはないというふうに私は思うんです。弁護士だけが法曹じゃありませんし。

そして、鳥飼さんが一生懸命言っていたのは、実は税務というのは、税務訴訟が日本で 49 件しかない。今やほとんど勝たない。だけど、実は何十万件という申告がある。税務申告の段階からそこへ弁護士が全部絡んでいったらば、それは税理士さんの職分じゃなくて、リーガルでどう考えられるかっていう区分けの問題なんだから、そこへ関与していけばいくらでもあるんだ。しかも申告の話なんてのはそんなに難しい話じゃないし、そこで通達を全部丸一冊覚えてなきやできないなんてことではないんだということを、さんざん僕のゲスト

スピーカーとしてお話をしてくれました。

その後の宴会で盛り上がったこと、盛り上がったこと。ほんとにそうなんだ、弁護士がやってない領分が、税務だけとってみてもそんなにあるんだ、だったら、他の領分もあるよねと言って、ゲストスピーカーで呼んだ末吉亙さんは東大の教授でありましたけれども、今、弁護士として知財、ほんとにもう何十年やってきた弁護士ですけど、これがこんなところにもある、あんなところにもあると言うと、みんな学生たちが目を輝かすわけです。

そんなようなことで、決して暗い話ばかりじゃございませんので、ぜひ明るく未来に向かって邁進しようじゃありませんか。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

山口：元気をいただいたと思います。

では、最後に、丸島先生、長年、日弁連でこの法曹養成問題に取り組んでこられました。よろしくお願いします。

丸島俊介（日本弁護士連合会嘱託・弁護士）：丸島でございます。久保利先生の大変元気のいい発言の後に（笑）、「長年日弁連で取り組んできた」と紹介された私が何を言うことができるのか、なかなか難しい立場に追い込まれておりますが。

私自身を振り返ってみますと、90年代から進められてきた日弁連の司法改革の取り組みに関わるところから、わが国の司法制度の在り方を初めとする多くのことを考えさせられる日々が始まりました。司法改革の取組とは、もちろん日弁連だけの話ではなくて、各界あげて、日本の社会経済構造の変革の大きな一環としての司法の改革であり、法曹養成制度の改革であるという脈絡で事は進められてきました。明治以来、「先進諸国に追いつけ追い越せ」をいわば国家目標として進んだわが国の近代化は、官僚制度を整備し、新たに育てる主要産業・企業を切り盛りする人材を養成する場として法学部とりわけ国立大学法学部を位置付け、その中で法曹の養成などということは後回しにされてきた長い歴史があります。これら政官財による護送船団方式ともいべき体制を大きく転換し、21世紀に向けて、法の支配の理念を社会のあらゆるところに徹底し、自由で公正な社会を築く、その一貫としての司法改革、法曹養成制度改革と、そういう話だったと思います。

1999年から2001年までの司法制度改革審議会には、日弁連から事務局員として派遣され、この2年間、目の前で、本当に目覚ましいばかりに、新しい司法制度を築き、国民参加を進め、担い手たる新しい人材を産み出すべく生き活きとした議論が続けられました。諸外国の動向を現場で見聞きし、全国各地の公聴会では、多くの市民や関係者の意見を聞き、この新たな制度改革は進められてきたわけであります。

ただ、これは一部では、宮廷革命などと言われましたが、わが国の司法が長く低迷停滞していただけに、これを大きく変えなければならぬとする非常に熱意を持った人たちの急進的なエネルギーで進められてきた改革でもありました。

司法制度改革審議会の最中の2000年に、日弁連は臨時総会を開き、大論争の末、採決の

際の正確な数は覚えていませんが、司法制度改革審議会の改革の取り組みを多くの会員が支持し、それを前進させる決議を採択したわけであります。

このとき朝日新聞は、社説で、どんな改革であっても、それに係る業界団体が反対するのわが国の普通の姿であるところ、日弁連は、極めて困難な情勢の中でも、利用者たる市民の立場に立って、市民の求める質と量の法曹を確保する決意を示し、その意思を総会決議によって表明したとして、極めて高い評価を与えたわけであります。

司法制度改革審議会意見書においては、多くの論点がありましたが、中でも、弁護士・弁護士会が、司法制度改革の担い手であり、これからの新しい司法制度の担い手となるべきであるという位置付けを明確にしたこと、官側の提起するさまざまな提案に対して反対運動が得意であった日弁連が、こうした新たな改革を進め、新たな制度を担う主体となるということが、改革の一つの重要なポイントであったと思います。

弁護士会はその道を歩み、多くの取組を進めてきましたが、その道は容易ではありません。法曹養成制度改革の問題について言えば、従来の私たちは、先ほども指摘がありましたけれども、多分に私たちの年代やその前後の時代は、あまり大学教育に対して信頼もなく、自分で勉強して自分で司法試験に受かったというふうに思い上がって法曹となり、ある意味では、好きな活動をしてきたという時代であったかもしれません。新たな法曹養成制度改革の理念と方針は示されましたが、その担い手の基盤はまだまだ層としては弱いものであったのかも知れません。

かつての法曹養成の課程はと言えば、大学という環境、つまり学術的な環境の下で、プロフェッションとしての法曹となるための専門的教育は何ら経ることなく、予備校その他で司法試験の受験科目だけをこつこつと何年もかけて刻苦勉励努力して学習し、司法試験に合格した者は、司法修習の場でこれまで継承されてきた実務の導入部を体得し、法曹として現場に出て行く。少なくとも司法試験合格までの過程は、すぐれて個人の努力と負担に委ねる制度になっていたわけであります。志を持っていても、そうした努力が叶えられる環境がない多くの者は、転身を余儀なくされていたのです。

そのような意味では、大学という場で、実務家と研究者とが協働し、法曹養成のための専門教育を行う。そして、実務が理論を鍛え、理論が実務を発展させるべく変革型の教育を目指すことを基本とした新しい法曹養成制度の意義は、かつての歴史を顧みれば、今日も全く失われていない、改めてその積極的な意義が確認される必要があると思います。

しかし、これは先ほど須網さんがおっしゃったように、制度とは理想的に作られるわけではなくて、例えば、制度構築の最初の段階でも、予備試験の問題であるとか、あるいは法学部の位置付けはどうなるかということとか、それから法曹の活動領域は広がるのだと言われましたけれども、法曹の役割や活動領域を広げていくための仕組みをどうしていくのかという議論や実践、そして、司法試験の位置付け、司法修習の位置付け、こういうものは全体として後回しにされ、従来の制度に新しい法科大学院制度をいわば接ぎ木のようにくっつけたと、こういうふうにも見える新たな制度のスタートであったように思います。

そのように内包されていた色々な問題が今日多分に表面化して出てきたわけでありましょう。新たな法曹養成制度を巡っては、質の問題というのが時に論議され、質とは何ぞやという議論が聞かれることがあります。弁護士の現場などでよく聞いてみると、どこに問題意識が持たれているかという、先ほど来のお話と裏腹ですが、法科大学院は大変たくさんのことも教え、学生は大変多くの学修をしています。科目の広がりもありますし、私たちの時代から比べれば、勉強する量も膨大なものがあります。

しかし、そのためもあってか、意外に、民法の基本的なところが抜けているのではないとか、あるいはコミュニケーション能力がとても優れているが書面はきちんと書けないのではないとか、また、法科大学院創設当時は、大変多様で志に溢れた人も少なくなかったが、その後、制度の不安定が指摘されるようになるにつれて、集まる学生の中で何のために法曹になりたいかという、そういう基本のところが今一つ物足りないという指摘も聞こえます。そうした視点からの議論が、質の問題という形で表に出てくるのだらうと思われま

しかし、新たな制度の下で生まれた多くの法律家が、苦勞しながらも、従来弁護士が余り関与してこなかった新たな分野を切り開き、公益活動にも地道に取り組んでいる姿が、今日の小島さんのお話のように数多く聞くことができます。こうした話を聞くにつれ、この間、地道に発展させてきた法科大学院教育と、そこで学んだ新たな法律家の評価というものが、今日、必ずしも十分に社会に発信をされてないのではないかという思いにとらわれます。

理念よし、新たな法曹は頑張っている、しかし制度創設以来抱える多くの問題は十分に克服できていない。私は今日の議論聞いていて、改革の理念や、あるいは理念に基づく制度、そしてその中で生まれた法曹の活躍、そうしたものの重要性や訴えることがまずは非常に大事なことだと思いますが、それと同時に、現場で起きている諸々の問題に対して、改革を推し進める側が、高見からの批判をするだけに止まらず、きちんと現場で生じる問題を把握しこれと格闘し、それを解決する提案をし、提案を現実のものとするべく実践し運動する。そういうことが同時に大変大事なことだらうと思います。日弁連の意見というのは、100人いれば100人の意見ありますけども、おおむね本当の意味でこうした改革を推進していこうとする人たちは、1~2割ではないでしょうか。そしてまた、他方で強固に、反対するという人もやはり1~2割ぐらいじゃないかと思います。その間で悩み考えている6割7割の人たちは、改革の趣旨は分かるけれど、だけど現実はどうだしなと悩んでいる人たちでありまして、この中間に位置する6割7割の人たちに対して、改革を推し進める立場の人たちが、どういう事実を、どういう言葉で語り、理解を得ていくのか、そういう努力が極めて大事だというふうに思っています。

そういう観点からは、先ほど小島さんのお話がありましたけども、法科大学院出身者、もう10年にわたり、今や弁護士人口全体の4割を占める新しい制度の下で生まれた新法曹の方々の様々な実践活動や試み、法科大学院で学んだことをどう社会の中での活動に活かしているのかという、そういう人たちの声を集める。志溢れる法曹志望者を確保する、司法試験の在り方を見直す、法科大学院教育に生き活きた若手弁護士の姿を吹き込む、そんな実

践を通じて、現下の問題を克服しつつ新しい制度を育てていくための法科大学院修了者の集まりの場、こういうものがぜひ必要だろうというふうに思います。

それから、もう1点は、これは以前に別の機会でも申しあげましたけれども、やはり学者と実務家の協働です。従来、お互いに「理論倒れだ」とか、「実務に埋没して勉強もしない」などと、互いに批判し合う面もなかったわけではありませんが、こうした学者と実務家が、新たな法曹養成制度の創設と運営を通じて、ようやく幅広い場で、今、手を携えて信頼関係を築きながら新しい専門職教育に臨むようになってきました。

この協働の関係をどう深めるかということ、その重要性を真剣に考えないといけないと思います。この間、私どもはある時期、非常に難しい時期もあって、人口の問題で大変な時期もありました。しかし、そういうことを乗り越えて、日弁連内で色々な努力をする勢力もそれなりに存在するわけでありまして、司法制度改革や法曹養成制度に関して、法科大学院協会を初め、各法科大学院の先生方とは、大変に深い信頼関係を結びながら協働して活動するようになっております。そのことは隔世の感があると思います。

直面する問題を克服していくためにも、こうした営みをどんどん広げていくことが極めて大事ではないかというふうに思っております。

弁護士会でも、学者研究者の中でも、そして司法を利用する市民国民の間でも、これは民主主義の課題にも関わりますが、私たちの立場が正しいものであるとしても、多数の方々の理解を得、いわば多数派を形成するための努力というものが不断に求められているのでありまして、それは一步一步説明、説得を繰り返して共感を得て理解が深まり多数派を形成してく、こういう努力が、新しい法曹養成制度を担う関係者にとっても非常に大事ではないかと思っています。

私は、司法制度改革審議会の仕事が終わった後、司法制度改革関連の立法作業は後任の方に引き継ぎ、司法改革の中で生まれた東京パブリック法律事務所という公設事務所に5～6年間参加し、そこで、過疎地や法テラスなどで活動するべく若い人たちを育成する仕事に携わっておりました。その後、再び日弁連に戻って事務総長に就任することになったのですが、この数年の間に会内の空気が大きく変わってきたなということに正直なところ大変驚きました。法科大学院センターの会議に参加しても、当初の元気がなくなってきている印象があり、弁護士会全体の中で逆風を受けている空気を感じていました。同じようなことは、当時法テラスでもあったように思います。

そういう状況にあったところから、その後、さまざまな動きが進み、この1～2年間、特に最近で言えば、今年の3月11日、政府の法曹養成制度改革推進会議決定を巡って開かれた日弁連の臨時総会は、今後に大きな希望を抱かせるものとなりました。この総会では、かつて見られないほどに、法科大学院世代の若い会員が次々と積極的な意見を述べ、改めて日弁連が法科大学院を中核とする法曹養成制度の充実・発展を目指していくことを確認し、司法試験合格者数の減員を求める有志提案は大差で否決しました。1万を超える執行部提案賛成の意見と、3,000に満たない反対意見という大差での決議でした。法曹養成制度改革や法

曹人口を巡る議論は、若手会員の圧倒的な声により、一つの決着をつけた総会であったと思います。

こうした過程を経て現在、日弁連は、何に取り組もうとしているのかというと、法曹志望者の確保・増加のために、全国の大学や高校などに出向き、弁護士の社会的な役割やその活動の魅力、そういうものを積極的に訴えていこうという活動を進めています。

そういう意味でも、法科大学院で教える学者の方々と実務家の人々が手を携えて法科大学院を支える活動が広がっていくのではないかというふうに思います。

こうした機会のほか様々な機会を通じて、われわれの間の協働行動を広げる、今日のシンポジウムを、そのようなきっかけとしていただきたいと強く思います。そのことを本日の感想とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

山口：どうも、丸島先生、ありがとうございました。また、5人のコメンテーターの皆様も、大変にありがとうございました。

さて、この次の進行についてですが、まず最初の登壇者の皆様にもう1度壇上に戻ってきていただきまして、場内の皆様との対話形式を進めていきたいに思っております。

では、先生方、どうぞ。

<小休憩>

○登壇者によるディスカッション

山口：では、皆さん、席にお着きになりましたでしょうか。

それでは、今日のこの会合の趣旨なのですけれども、最初にありましたように、当学会創立10周年に向けて、われわれとして一体どんなことを発信していくべきだろうかということで、この企画を考えました。

今日はいろいろな方に、それこそいろいろな立場から、いろいろな論点を出していただいて、それを皆さんで共有すると。そして、その中からこれからの方向性を考えていこうということで、今日の段階で何か決めつけるような結論を出していくというようなことはありません。

それで、副題としては法科大学院の論点と銘打ちまして、いろいろな論点があると。いろいろな旧制度をよしとする改革への抵抗の動きがある。それから、大学院としての入学者の選抜方法はどうか。それから、大学院の中におけるカリキュラムや教育はどうか。そして司法試験との関係、また、大学院での臨床教育と司法修習とはどういう関係、位置付けになるのか。このような観点からそれぞれの論点を出していただけたと思います。

さて、その中で、結局、今現在ロースクールが全体として非常な困難に逢着(ほうちゃく)しているということは、共通の認識だと思うのですが、その困難に至った原因が一体何であ

るのか。そして、日弁連が、何となく抵抗勢力であるような形のお話がいくつかありました。さて、先生方の中で、これから一番の根本といいますか、この問題を解決していくための視点として、根本のゆがみはどこから来たか捉えることになるのでしょうか。どなたかお願いいたします、難しい問題ではありますが。フット先生はいかがでございますか。

フット：いいですか。

先ほど、日弁連の緊急提言の話もしましたが、むしろこれは宮澤先生がおっしゃったように日弁連のせいだけにするわけでもありません。私から見てもう1つ挙げますと、これは言いにくいのですが、日本の制度設計も結局は伝統的な実定法科目の教員たちが中心になっていました。私に関わった時代から、アメリカのロースクールの教授たちが以前言っていたように、日本の実定法の学者はずっと前から時間が足りない、と言っていました。しかも彼らの見方からすれば、法学教育の中心は実定法であって、知識の修得に加えて、理解は分析能力が中心である、との立場です。ですので、先ほど申し上げたように、日弁連がそのように知識が足りないと言い出したら、まさに、実定法の専門家が、さあ、そちらのほうをさらに強化しないとイケないということになってしまいました。ですから、私から見ると、むしろそういう考え方自体、法学教育にとって何が重要であるかという、その考え方自体が一番根本的な問題であるように思います。知識と分析能力が中心であるという考え方であれば、結局は実務教育を司法研修所に任せることになるわけです。ですのでそういった考え方、法学教育の本質は何なのか、質とは何なのか、コンピテンシーは何が必要であるのかという考え方の改善といいますか、それが変わらないと大きく変わらないんじゃないかという気がします。

山口：アメリカでは、その議論は、長い蓄積があったと思うのですが、日本ではまだこれからという感じだと思います。

宮澤先生、2008年に潮目が変わった、その転換点だったということ、もうちょっと説明していただけますでしょうか。

宮澤：もう1回年表を見てください。2008年の7月18日に、日弁連の「法曹人口問題に関する緊急提言について」というのがあって、増員ペースをスローダウンせよと主張した。ここから始まったと思うんです。

その半年前に朝日新聞に記事が出ましたが、法務省、具体的には鳩山法務大臣ですけれど、3,000人は多過ぎると言ったところ、それに応ずるように日弁連も見直しに転じた。

その直後に、日弁連の会長選挙があったわけですが、高山弁護士がかなり宮崎弁護士に肉薄するということがあって、それ以後、会長選挙のテーマは、どの程度に減員を提案するかということに戦われるようになった。

私の立場からすると最悪の主張、要するに法科大学院を全部やめるという公約を掲げた

人もいたわけですが、私は、ここから大きく日弁連内部の議論が変わっていったと思います。

さまざまな利害関係者がいる中で、審議会の表現の仕方としてはそれほど悪くなかったという指摘を、須網さんがされましたが、それは言えると思うんです。

ただ、その後の実施の過程で、審議会の手を離れて官僚たちが事務局をやるようになり、そして、委員もほとんどが法曹三者と法学部の教授たちということになって、さまざまな理念がどんどん取っ払われていって、予備試験が典型的ですが、最低ラインで新制度が実施がされていくということになってしまった。それが今日の法科大学院の問題点を引き起こしていると考えています。

だから、法科大学院ができた時点でもう既に問題発生が予想されたわけなんです。久保利先生とか、私とか、大宮を作ったメンバーのような、同じような考えを持った同志は他にもいっぱいいたわけですが、われわれは現場で戦うことによって何とか問題の悪化を阻止することができると考えてやってたわけですが、残念ながらそうはならなかった。今思い返すと、苦い思い出ですが。

ただ、制度そのものはまだなくなっていないから、いかにして制度を生き延びさせて、肯定的な要素を復活していく運動をするかということも、私としては考えたい。ただ、残念ながら定年になってしまったので、ますます外野からの発言ということになります。そういうのが、私の発言の趣旨です。

山口：政策形成のプロセスで、ある段階で矛盾が混入して、それが大きくなってきたというのが現状だと思うんですが、後藤先生は入試の問題を扱われましたけれども、今日のテーマの中であまり扱われなかったのは、受験生がロースクール離れを起こしているのではないかと。この問題についてはどのようにお考えですか。

後藤（昭）：受験生とおっしゃるのは、潜在的な出願者でしょうか。

山口：ロースクール志願者ですね。

後藤（昭）：出願者が減っているのは、数字を見れば明らかです。その一つの原因は、無制限な予備試験の影響でしょう。予備試験に流れている層があります。しかし、それだけではなくて、進路としての法曹界の魅力が低く感じられていることが大きな問題だと思います。

そういう意味で日弁連が法曹界の志望者をもっと発掘しようとする、その課題設定は正しいと思います。

ただ、そのような流れがなぜもっと急速に広まらないのか、それについては、根本的な、ある意味でイデオロギー的な問題があるのかもしれませんが、つまり、弁護士が増えるのは良いことだと皆が思っているかどうかです。そこがおそらくいちばん大きな問題でしょう。司法制度改革審議会の意見書は、弁護士を増えるのは社会にとって良いことだというメッセ

ージを出したわけですけど、法曹界ではそれが依然として共有されていないと思います。だから、合格者をあまり増やすなという圧力が強いし、それが法律家の職域拡大を遅らせる効果を持っていると思います。

山口：目に見える顕著な現象非常に頭の痛いところだと思うのですが、花本先生は、教育方法論に関してご研究されてるわけですが、これが、どうでしょうか、法科大学院全体に広がっていったら、法科大学院全体が活性化するような効果を持つとお考えでしょうか。

花本：持ちたいと思います。それで発言をしてるんですが、フット先生のお話にもありましたが、コンピテンス、実践的能力が獲得できるように、科目を設定して、カリキュラムを構築していくっていうのは、医学教育で意識的に取り組まれているところです。その際、実践的能力とは何かと問われると、私も実はよく分からないところがあるんですけども、ただ、医学教育では、きちんと知識、技能、態度、価値観でそれぞれ、どういうことができればいいのか、行動目標で示しているわけです。それは研究者と実務家とが協力して真剣にやればできるはずなので、医学部は既にやってるわけですし。それから、初等中等教育では、学習指導要領という反発される方もいらっしゃるかもしれないですが、学習指導要領で学習目標をきちんと示しているんですね、抽象的ではなくて。それはやろうと思えばできるわけで、そういうことは研究者の仕事としても非常に面白いんじゃないかなと思います。私自身は、本来の専門は民法なんですけど、最近は民法の研究はあんまりしていませんで、そんなことばかりやっていて、変わり者なんですけれども、そういう研究にも実は魅力があるということです。そういうことをやっていくといずれは広まるんじゃないかなと思っています。

他方で、もう1つ、報告の中でも言いましたけれども、実は法学教育以外の分野では、アクティブラーニングを中心として、今やすごい改革が起きているんですね。法学部が、といっても実はうちの大学だけかもしれませんが、依然として、300人、400人の大教室で講義をやっているわけです。それが中心で、ゼミなんかは別ですが。

ところが、経済学部や文学部、理科系も全部含めて、最近では、非常に面白い授業をやっているんですね。それこそアクティブに、実務的なことも含めてやるわけですし、そういうところも法曹養成志望者が減っている原因の一端なのではないか。要するに法学部は面白くないんです、はっきり言って。もっと面白くするにはどうすればいいかっていうことを、もっと考えていいんじゃないか。それで、今日こんな話をしたわけです。

山口：面白さを伝えていくということが肝要だということですね。

亀井先生は日弁連などを舞台にして、司法試験に関していろいろな提言をずっとされてきておられますが、こういった司法試験の現状を検証したり、批評したり、それから改善提言したりと、こういったことをもっと組織的にしていく必要があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

亀井：質問の趣旨が、現状を前提にした上での改革という意味ですか。

山口：あるいは、むしろ現状を抜本的に改革するのであれば、どこの誰がどんな形で提言したらいいのか、それを進めるにはどうしたらいいのかに関してお考えがあれば。

宮澤：究極の質問ですね。

亀井：それはとっても難しい壮大なものですが、要するに私、日弁連の立場でやるときと全く違う意見を今日は言っているわけです（笑）。要するに日弁連というのは基本的には執行部の下で、ストライクゾーンの中で議論せざるを得ないというようなところもありまして、現状の視点というのを前提にしますと、科目も多いですし、それから、現在の問題というものはあるわけです、論文にしても、短答にしてもですね。

それで、それぞれの科目の出題者が非常に一生懸命練りに練って作っているというところはあるわけです。こんなのはナンセンスな問題だというわけでは必ずしもないわけです。

ただ、試験に答えようとしてみると、先ほど久保利先生がおっしゃったとおりのことで、問題に答えなければいけないということがありまして、問題に答える人がよくできるという試験であるわけです。

それで、解答する人はみんな試験対策をやらなければいけないことになるので、出題者もできるだけそういう受験対策だけでは左右されないような問題を作ろうと思って、難解な問題にしたりする。

そういうようなことを善意でやっているわけです。

だから、そういう延長線上で日弁連が、もう少しこういう試験の中身の改革をしたらどうかという提案をすることはできるのですが、そういうことを 100 年繰り返しても、どうにもならないのではないかというふうなことを、私は非常に強く感じるのです。

今の質問に対しての答えになるかどうか分からないのですが、川端先生のお話を聞いていて、私の心の中では、ロースクールを出た人は全部法曹資格を与えるという制度であってもいいのではないかというふうに思うところがあります。それが一番徹底した制度です。だけど、それだとあまりにもストライクゾーンを離れた暴投になってしまいます（笑）。やはりそれに近いところのボールぐらいでないといけない。

そうすると、試験はやはり残さないといけない。試験は最低限のものをチェックするものにするという制度設計を考えるのがいいのではないかと。それが今非常に大きなテーマとして必要なことでして、ただ、それをどう実現していくのかというのは難しく、フット先生が先ほど言われた、要するに何を大事なことと考えるのか、関係者の精神をもう 1 回鍛え直せと言っても議論は始まらないので、どこかから変えられるような制度設計の改革の提案をして、それを広めていくしかないのではないかというふうに思っています。

山口：すみません。質問の立て方が微妙で答えにくかったかと思いますが、聞きたいことはお答えいただきました。ありがとうございました。

宮川先生、司法修習と臨床教育の関係を研究されてきたと思うのですが、大学において法曹養成、とりわけ臨床教育をやることの意味ですね。学術環境である大学・大学院においてやるということは、やはりこれは必須であり、やるべきことでしょうか。

宮川：そうです。そういう趣旨で今日の報告をいたしました。そして、その具体例として、今日は抜き刷りの数が限られていたので、全員の方にお渡しできなかったのですが、早稲田で10年間やってきた外国人法クリニックの教育実践の紹介をさせていただきました。このクリニックの活動では、客員教授の弁護士である実務家教員と、研究者教員である私がペアになって指導し、現実の事件の依頼者について、学生が弁護士教員の監督の下に、実際に事件に関わる聞き取りをし、そして、それを例えば法務省入国管理局に提出する書面であるとか、あるいは裁判所に提出する書面を実質的に起案しています。特に難民認定の問題とかを中心にやっています。研究者教員のサイドからすると、難民認定の基準の厳しさをいかに打破していくのかということについて学生と共に知恵を絞っているわけです。言葉としては大変に抽象的ですが、理論を実践において高めていくという役割を果たしていると言えます。学生も単に裁判所の判例とか、あるいは行政の決定の現状を、それに甘んじるのではなくて、それを改革していく、打破していくというマインドセットを形成していくわけですから、それは基本的に司法修習でやっていることとは違うのだろうと、私は思っています。

司法修習は、裁判官の養成、あるいは検察官の養成という部分については必要なのでしょうけれども、しかし、弁護士、圧倒的多数の弁護士にとっては、ほとんど役に立たないというような内容であるということ、それから、60年前あるいは70年前から司法修習の実態はほとんど変わってないというようなことを常々お聞きします。司法修習が旧態依然の状況であるというのは、これまで大学の研究者の怠慢や没交渉もあったわけですが、やはり実務の改善・改革ということについて、先ほど丸島先生がおっしゃったように、研究者と実務家の今後一層の協力関係が重要であると思っています。

山口：ありがとうございます。あと残り30分になりましたので、この場内でフリーディスカッションのような形でご意見、そしてご質問などありましたらいただいて、また、登壇者と場内の皆さまとの間で、対話形式を進めていきたいと思っています。

それでは、今までの議論を踏まえまして、何かご質問・ご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、ご所属とお名前からお願いいたします。いかがでしょうか。私からも聞きたい方がいらっしゃいますので、当てさせていただくかもしれません。

フット：先ほど、アメリカにおいて雇用者である法律事務所が、中には臨床教育などを評価していますけれども、日本の法科大学院の出願者が減っているのは、予備試験組がどんどん伸びていることも関係していますが、日本の場合は雇用者である法律事務所、企業などは、法科大学院の提供している教育を果たして評価しているだろうかというの、誰が適切であるか分かりませんが、どうでしょうか。

山口：雇用者側のことですね。

フット：はい、雇用者側から、そうです。

山口：どなたか、お答えいただける方いらっしゃいますか。

久保利：うちの事務所も毎年募集はしているわけですが、今年は一応今 2 名ほど内定になりそうだという状況です。私の事務所のポリシーとしては、予備試験組は採らないという方針でいたんですが、実は予備試験の人がものすごく応募に来るんです。半分の、200 人ぐらいの応募者のうち半分ぐらいが実は予備試験組なんです。予備試験の人を除外しちゃうと半分になってしまうというのがあるんで、逆に言うと予備試験でそのまんまうまく受かっても、ロースクールに通い続けるかどうかというのを次の条件というか、今年は採らないけれども、ロースクール出たらば予備試験組も採りましょうということでもいいのかと思って、若干聞いてみましたが、ほとんどの人が四大、もしくは五大の内定を取っていて、その上でもう 1 つというような人、いうことを正直にあっけらかんとおっしゃる人たちです。成績を見ていると、どうも短答式の成績そのものはそんなに良くない人もいるし、良い人もいます。だけど、予備試験受かったんだから多分それなりの、いわゆる司法試験型の勉強はしてるんだと思いますけども。

じゃ、ロースクールでどうなのというのをインタビューした、何人かに聞いてみたら、皆さん東大ロースクールでしたけれども、太田先生からの又聞きで、差し障りがあるかもしれないけども、ロースクールでは、要するに初めはどうなるか分かんないからとりあえずロースクールには行った。けども、予備試験受かったから、あんまり意味はないので行かないと言う人が多いそうです。

もう 1 つは、いや、久保利先生の本を読んだけど、『志は高く……』というのは、アフリカ行った 48 年前の話ですけど、あれを見て、私も実は予備試験でこれで司法試験に受かったら、1 年遅らせて海外に行ってみようかと思うと言う人がいたので、その人はいまだ僕心の中では、戻ってきたら採用するかもしれないというリストには入ってるんですけども。

要するにロースクールでの勉強がすごく役に立って、いい法曹になりそうだという人はあんまりいないというのが実態ですね。特に日比谷パークの場合には、臨床教育を一生懸

命やってるような人はあんまり来ません。そうでないロースクールを出て自分は23歳で早く弁護士になりたいっていうような人ばかりが来るので、これではうちの事務所の将来は非常に暗いというふうに、逆に思わざるを得ないというふうに思ってるんです。ロースクールが司法試験予備校になったら、旧試験の二の舞です。

だから、先生の答えになるかどうかは分かりませんが。

フット：いや、どうもありがとうございます。

久保利：ロースクールは今、非常に難しいポジションにあるというふうに思っています。

山口：では、丸島先生、どうぞ。

丸島：今のフット先生のご質問は、法科大学院を修了した者に対する雇用者側の評価や満足度はどうかというご質問だったようですので、個別にはいろいろと感想を申し上げたいところもございますが、そういうことではなくて、アンケート調査として、文科省が最近雇用者側の調査をしたものがありますので、ご報告いたします。いわゆる満足度についての調査ですが、まず、法科大学院修了生の法科大学院教育に対する満足度ですが、これは有効回答1,500で、「非常に満足」が234で15%、「満足」が40%、「どちらでもない」が23%、「不満」が11%、「非常に不満」が10%となっています。

続いて、法律事務所で新人を採用した側の満足度はどうかということに対して、これは回答数775ですが、「非常に満足」が19%、「満足」が36%、「どちらでもない」が33%、「不満」が7%、「非常に不満」が4%。ということで、「非常に満足」、「満足」を合わせると55%という数字になっております。

もう1つ、地方公共団体、企業などもあります。これは数が少ないのですが、企業を見ますと、回収数110で、「非常に満足」28%、「満足」40%、「どちらでもない」27%、「不満」は2%、「非常に不満」は0.9%となっていて、文科省の評価としては、おおむね修了者に対する雇用者側の満足というのは、まずまず満たされているのではないかとこのところかと思えます。

山口：なるほど。

他にはいかがでしょうか。私の体験ですけど、今、私のところに来ていた司法修習生は予備試験組で20代前半です。どんな感じかといいますと、社会経験はまだありませんからある種の物足りなさ、多様な背景をもつ社会人学生を見てくるとある種の物足りなさはあるのですが、実は法律の基本知識はまんべんなく手早くきちっと持っているんですね。ですから、これから教えて鍛えようという気持ちがあれば、かなり魅力的な素材のように思います。

ロースクールではいろんなことを学んできて、問題意識もあって、それが、もう私たちは

そっちのほうに慣れているのですが、予備試験組を採用側から見ると、いい素材かもしれない。ちなみに、この修習生は、私のところに来た段階で、すでに就職は決まっているとのことでした。

ですから、ある意味で予備試験組とロースクール組の競争ということになってくるのかなど。ロースクール組のほう例えば社会経験ある人材であれば、プラスアルファの付加価値があります。それに対して予備試験組は、あらかじめ付加価値的なものはありませんが、基本的なものがきちっとそろえられていれば、素材としてはいいんじゃないかという見方もあり得るかなど、全く第三者的な目で見ると、そんな気がいたしました。

○質疑応答・意見交換

フロア：コメントと質問がありまして、1つ目の質問は、後藤先生が先ほど相関がないのは選抜効果が1つで、もう1つが他の要因を考慮して入学されてるからじゃないかとおっしゃった、その2番目の他の要素を考慮すると相関が小さくなるという点が、私にはちょっと理解できないものですから、東京でいくと逆なのが普通なので、ちょっとご説明いただけたらと思います。

2つ目の質問は、久保利先生がおっしゃってた予備試験組、僕のゼミ生も大変たくさん予備試験受ける。相談受けることあるんですけど、もう1年でも早く弁護士になって、早くアメリカのロースクールに行けと（笑）。そのほうがよっぽど人生のためになると言っているんですけど、多分、久保利先生、どうお考えになるか、ご意見いただければと思います。

それで、アメリカの司法試験の合格者数をずっと見てみると、法曹人口、0.5%ぐらい前年度に対して増えてる場合もあれば、6%ぐらい増えているようなことがあって、要するに資格試験としてやってるんですね。ですから、受験者の人が悪ければ合格者数は少ないし、良ければ多くなります。そこが一番の問題じゃないかと思えますけれども。要するに、先ほどから議論も出てますように、どんな法曹か、法曹として引っ張ってる人に何が要求されるかについて、誰もちゃんとした議論をエビデンスベースでやらずに、総量制限をやる。

これ、韓国は今日の話ではいろいろとうまくいってるというのは、他山の石にして日本の過ちを繰り返さないというんですけども、総量制限だけはやってるんですね。2月に新堂幸司先生等を中心としてシンポジウムをやって、医師の北村聖先生と金昌禄先生という韓国の方にお話しいただいたんですけど、キム先生の自国の韓国についての評価は、総量制限をやってるからもうじき破綻するよと、5年、10年で破綻するよおっしゃってたんですけども、その問題についてどのように考えるべきかという点を、少し教えていただければと思います。

以上です。

後藤（昭）：まず私に対するご質問から。私が申し上げたかったのは、選抜で他の要素を重

視するから、適性試験との相関が少なくなるということではなくて、相関が見えにくくなるということなのです。

フロア：見えにくいだけのことです。

後藤（昭）：だから、きちんと分析して適性試験だけと入学後の成績との相関を見るようにすれば、それなりに見えるかもしれないです。けれど、実際には法科大学院がそれをしていない場合が多いのだと思います。

宮澤：総量制限の話をしていいですか。私は韓国を褒めている者の一人なんです。というのは、韓国が法科大学院構想で行き詰る時に呼ばれて講演に行って、日本の過ちを繰り返すなど言ったんです。

そのときに一つ申し上げたのは、日本では、規制緩和という言葉はいいけれども、司法試験がどういう状況になるかということとは全く無関係に法科大学院が設立されてしまったので、今日の状況を迎えているんだと話しました。今日と言っても、2006年という大昔の話ですが。

だから、総量規制自体が問題なのではなく、その目的、性格、そしてその運用の仕方というのが問題なんだろうと思います。韓国の場合、最初約束されていた7~8割の合格率というのは変わらないわけですが、そのベースが入学定員の7~8割なのか、それとも受験生の7~8割なのかという論争があって、法務部、つまり日本の法務省に当たるところは、定員の7~8割だと主張して、合格率がどんどん下がっているという状態なのです。

ですが、それでも日本の何倍かの合格率になってるわけであって、調整の余地はまだまだありますから、私は、韓国の総量規制というのは、日本の司法試験の規制に比べればまだまだしな状況であって、むしろ設立の段階で大きな問題を引き起こさなかったという意味では、必要な措置だったんじゃないかなと考えています。

この点については、政策決定に関与した人が、あの頃はそんな規制なんかできるような雰囲気ではなかったという発言をした文書を見たことがありますが、それは全くできなかったのかどうか、よく分かりません。

というのは、先ほど川端先生がおっしゃいましたけど、私もそのころ、大宮と早稲田の両方の法科大学院の設立に関与していて、早稲田はあのとき200人という計画でやっていたんです。そうしていたら、東大案が300人になって、それと同時に川端先生がおっしゃった問題が出てきたわけであって、それを可能にするために教員のダブルカウントを認めるということになった。

私は最初、学生・教員比だけを見たときは、アメリカの規格より随分厳しいと思いましたけれど、中身を見るとダブルカウントしていいんだというわけで、何のことはない、法科大学院はすごく簡単にできるということになって、それはやっぱり大きな誤りだったと思います。

ます。川端先生にもう一頑張りしていただければよかったですと思いますけれど。

須網さんも覚えてらっしゃると思いますが、それで早稲田も 200 人から一挙に 300 人に変更して、大宮も確か 70 人ぐらいだったのが、100 人になったりして、日本中の法科大学院が拡大してしまって、あつという間に 6,000 人近い総定員ということになったのです。

ですから、小さなことがその後大きな問題引き起こすという、顕著な例だなと思って、お話を聞いていました。

一つ質問です。窮乏化論。須網さんがおっしゃった問題ですが、これはやっぱり大問題だと思うんです。日弁連にどんなことを今説得しようとしても、この窮乏化論を論破しないことには通らないという状況だと思います。

私の調査チームは第 62 期弁護士の調査をしてるんですが、2011 年と 2014 年の 2 回の調査で見ると決して窮乏化してないんです。少しずつ所得は伸びています。格差は拡大していますが、自由業ですから、収入が落ちる人もいれば、2,000 万を既に超えているような人もいるのも当然であって、それは私は全然問題がないと思うんです。ただ、国税ベースの統計で見ると、所得が 70 万とか、200 万のレベルの人が若手弁護士の多数みたいな感じになってしまうんです。

あの統計をどう考えるかというのが、私にとって重要な問題です。私のチームは今、名古屋の藤本亮さんが引き継いでくれて、第 67 期の調査をやっていますけれど、所得のデータをどう解釈して表現するかというのは、やはり非常に悩んでいるところなんです。

日弁連の主張は窮乏化なわけですが、われわれのデータはそうじゃないと言わなければいけないと。年間所得 70 万や 200 万で弁護士業務はやっていられるのか、そういう弁護士は一体どういう弁護士なのか、どなたか教えていただきたいと思っているんです。

山口：さて、どなたが一番適切な回答者でしょうか。窮乏化論と、その統計の、何と言ったらいいのでしょうか。

宮澤：背後にある現実。

山口：統計のマジックなのでしょうか。じゃ、どうぞ。

フロア：確定申告の弁護士の収入の話が少し出ましたので、私も最終的な経費を引いた収入は 300 万を割っておりますが、売り上げはその 2 倍以上というか、それ以上はあります。

ということで、確定申告の収入が 300 万を切っているから、実際の手取りがそれを 12 で割った収入が月に入るかというのと、そういうわけではなく、50、60 を超える感じが月に入っているという人もいれば、サラリーマンの年収ベースで 300 万という人の話も聞いています。つまりは弁護士が月 30 万で雇われてると。さらには、源泉徴収されて 1 割引かれた金額が月に入っていると。どうやって暮らしているかというのと、どうやっているんでしょう

ねと。

ただ、そこにある現実は、そういうようにしか雇ってくれない事務所に入るしかなかったと。ボスに搾取されていると。搾取（笑）。搾取という言葉が適切かどうかは分かりませんが。

そして、一つ窮乏化という話に関連して、若手が来ないというところで一つ問題提起ということをしたと思います。どうして若手が来ないのかと。私は当然かと思います。そして、私の後輩にぜひ弁護士を勧めるということは少し言い難い状況が、今あるのではないかと思います。なぜならば、当然やりがいはある。正義は実現できる。弁護士は素晴らしい。しかし、全ては自己責任であって、稼げなくてもしょうがないし、結婚して子どもが養えなくなっても、稼ぎが少なくても妻に捨てられても、それは全て自己責任だけど、弁護士はいいからぜひおいでというようにはなかなか言えないと思います。

そして、私、実際に会いましたが、ボスから事務所を出たらと、個人事業主であれば失業手当も退職金も何もなく、あしたから給料もらえない、来月の給料も入らないけど、生きていかなければいけないという弁護士業務と、法科大学院制度ができましたので、大学に行く、大学院に行く、もちろんある程度高卒でそれなりの成績を出してきた人、普通に来て生きてきた人がこのような道に進むのかというと、あまりそういうのは勧めにくいと。勧められるのは、わずかな、どうなっても生きていける人たち、これはもう勧められるんですが、そういう人は今の若者にはすごい少ないんだと思います。

登壇者の方もおっしゃられていましたが、ロースクールだけの問題ではないと。学部生の問題であり、高校の問題であり、日本の教育制度の問題ではあると思うのですが、元をただと、窮乏化、窮乏化したくない人がロースクールに来ているので、あまり格差に行きたくない人がロースクールに来てると。格差があるので弁護士にはなりたくないというところがちょっと見えるのかなと思います。

すいません、話が少しずれましたが、ただ一つ間違いなく言えるのは、税金、確定申告の経費を引いた所得が弁護士の手取りを表すわけではないと。そこだけは強く言うべきかと思えます。長々と失礼しました。

山口：若手としては、窮乏感実感としてはあるということですね。

フロア：すいません。今の一言について。

山口：どうぞ。

フロア：若手としての窮乏感。

山口：若手の多くの方は窮乏感を感じている人が多いと、こういうことでしょうか。

フロア：若手の窮乏感として、初年度にはあるのだと思います。ただ、2年目、3年目、5年目までその窮乏感が続いているかということ、あまりそうではないように感じます。

山口：分かりました。では。

丸島：今、少し統計の話が出ましたので、その関連で発言させていただきます。

まず、議論の前提として、窮乏化論ということが論じられていますが、先ほど来のお話では弁護士会全体を窮乏化論が覆っているようなご指摘もありましたが、そのような状況ではありません。窮乏化していると言う方をされる方ももちろんおられて、先ほど申し上げた今年の3月11日の臨時総会でも、執行部提案に強く反対する方々はそのような意見を述べられました。しかし、それに対して、今日も来ておられる河崎さんを初め新しい世代の方々が、例えば、確かに昔企業に勤めていて、今弁護士になって自分の受け取る所得が減ったかも知れないけれども、しかし、それを上回る価値があつてこの世界に来たのだというふうな反論をされました。臨時総会の会場全体から見ると、反対派のいわゆる一路窮乏化論というものに対して、日弁連全体としてはもう克服しつつあるということ、まず申し上げておきたいと思います。

ただ、その上でも、弁護士の個々の所得という面で見ますと、この何年かのアンケート集計で見ると、かなり減少していることは間違いないところです。例えば、弁護士5年未満の所得というレベルで言えば、2006年の中央値は660万だったのですが、2014年には中央値は420万になっています。

また、昨年、新人と2年目の弁護士のアンケートを実施したときの勤務弁護士の所得状況を見ると、200万円未満、200万円台、300万円台の合計で約20%でした。内訳では、300万円台が10%弱だったのでしょうか。それから200万円台と200万円未満がそれぞれ5~6%ずつだったなと思います。この数字をどう見てどう評価するのかということについては、いろいろな見方があると思いますが、大変恵まれているというような状況ではないところで、しかし、みなさん頑張りながらやっておられるというのが、今の客観状況ではあるのではないかと思います。

宮澤：じゃ、もう1つ質問。

山口：では、どうぞ。

宮澤：川端先生がおっしゃった二弁案と、柳田さんの案ですが、要するに法務省に司法試験の権限を残して、最高裁に司法修習の権限を残すということをしてしながら、弁護士を増員する方法ですが、もう分離修習か研修弁護士かということになると思うのです。

それで私は二弁案に賛成したわけで、柳田さんは確か選択制修習という案だったと思いますが、そういう議論というのは、もう今の日弁連内部ではできないのでしょうか。川端先生は戦犯のように扱われていて、とても発言できるという状況ではないのかという疑問です。じつは私も、そう発言したときに、親しい弁護士たちにこぞって、それは分離修習論である、弁護士の社会的地位を低下させるものであるという批判を受けたんですけど、法廷業務をやろうと思わなければ別に困ることはないのではないかというのが私の思っていたことで、川村明先生も最近そうおっしゃっているわけですよ。

こういう主張っていうのはもう全然、まだやっぱり日弁連内部では誰も聞いてくれないっていうことなんですか。

川端：最近、日弁連に行ってませんので（笑）、どういうふうを受け取られるか分かりませんが、ただ、二弁の意見書を出したとき、私、序文の部分に、弁護士会は法曹一元だ、弁護士自治だというようなことを非常に誇りに思って強調してるけど、法曹の選抜は法務省に任せ、法曹の養成は最高裁に任せるというようでは、全くそれは倒錯してるんじゃないかというふうに書きました。

それが私の根本的な問題意識だったんですけども、当時の弁護士はほとんど自分がこんな難しい司法試験を通過して、司法研修所でまさに **problem method** で、しかも徹底的に添削されるというような教育は、当時の法学部では全く考えられない教育でしたから、あんな素晴らしい教育を受けたということを誇りに思っていて、何でそういういいものをお前は攻撃するんだというふうに言われたのです。その後、4割の弁護士が法科大学院出身者になって、その辺の空気がどれぐらい変わってるのかっていうのは私は分かりませんが、でも、やっぱり基調は変わってないんじゃないかなという気がします。

もし最近の事情を知ってる人があれば、ご訂正願いたいと思います。

宮澤：私が調査している第62期弁護士に法曹養成制度の改革案を自由に書けという質問をしたところ、その内容はほとんど、司法修習は素晴らしいと（笑）。出身法科大学院にもよるんですが、初めて現場に接しとびっくり仰天という感じなんですね。修習があるから法科大学院では実務的なことはやらないという方針を取っている法科大学院だと、そうなる。法科大学院で何らかの臨床的なことをやっても、それは法廷実務に徹しているわけではないので、司法研修所に行くとやっぱり、こんな世界があったのかとびっくりするというわけですね。このような回答をどう分析すべきか悩んでいるので、お尋ねしてみたのです。

フロア：今の議論は2つの点の実はあるんです。司法修習をやることは、別に何て言うんですかね、われわれがそういうことをやってきたから残したいっていうことがメインの理由ではなくて、2つあって、1つは、先ほどから出てる、法曹三者が一緒にやっているということです。法曹一元論のある種歴史的なありようだと私思いますけど、それが根底にあると

ということです。これ、戦前と戦後の大きな境目でできた歴史的な事実なので、これに対してどういう評価をするかっていうのがまず前提とあります。

2つ目は、この2つ目の理由のほうが非常に難しくて、実は私も臨床、リーガル・クリニックをずっとやってきましたし、これからも多分やるでしょう。だけど、司法修習と圧倒的に違うところは、法曹三者でやってるがために、僕は裁判所でも判決だけは書くし、検察庁でも取り調べはしたし、いろんな議論ありますよ。いろんな議論ありますけど、つまり、法科大学院のリーガル・クリニックでやはり賄い切れてない。賄えばいいかどうか別です。違ったエデュケーションの部分があるんです。

この部分を言われてしまうと、なかなか、法曹三者でいろんな部署を回ってきて、いろんな場面場面で教育環境があるよねと。裁判所の教育環境をちゃんと用意できますかと、検察庁での教育環境を用意できますかと、そのプログラムできますかと、それは司法修習しかないですよと問われると、これはなかなか返しにくい答えになってしまって、先生方おっしゃるような、何て言うんですかね、やり方はあるのかもしれませんが、恐らくこの議論は10年前と多分変わってないと思います。

宮澤：変わってない？

フロア：ここの議論をやはりどうやって克服する必要があるのかなのか。あると思うんです。弁護士としての、あると思いますけども、そこのところは今原理的な部分がありつつ、しかし法科大学院で実務と理論を架橋するこのプログラムは、やはり絶対的に裁判官、検察官になるためにとっても必要なんだということは、僕はそう思ってるし、そこをきちっと法曹三者にも社会にも伝えていくという作業があれば、この企画はきつと残り続けるし、むしろ法曹三者のベースになって体の中にしみ込んでいくというふうに思っています。

山口：では、次の方、どうぞ。

フロア：ちょっと少し感覚が違うんですが、法曹三者の同時教育の関係で、全く学問的なことじゃないですが、何となく最近、私が感じてることが一つありまして、それは日本の法曹はなぜ腐敗しないかというか、腐敗とすごく離れたところにありますよね。

それが、ごめんなさい、ここから全く学問的なことじゃないです。感性ですけど、戦前は天皇の名において裁判をするっていう気概がこう、何て言うか、腐敗を防止するというか、腐敗と関係のない世界にいた気がして、それが戦後は法曹三者の研修所のああいう教育で一体化してるという意識が、何か腐敗化していくというか、腐敗と関係ないところに自分たちの精神を置いていくということに、何か関係してんじゃないかと、最近感じておりまして、一応感覚だけのことですけど、法曹三者のそういう教育がそういうことと関係してるかどうかについて、何となく気に掛かってるってことだけをちょっと申し上げておきたいと

思います。

山口：では、次の方、どうぞ。

フロア：私は、早稲田ロースクールの未修の1期生で、会社に4年ほど勤めた後に一念発起してロースクールに行き、今、弁護士7年、8年目ぐらいなんですけども、会社辞めてきた当時の未修の1期のメンバーでは、修習はあまり肯定的な評価をしない人が割と多くて、私もそうなんですけども、全然意味がないということではなくて、やっぱり裁判所とか検察庁を中から見るというのは一定の意義があるとは思いますが、今でも思うのは、やはり医者のように医師国家試験を受ければ医師の資格を与えて、それで医療行為自体ができるようにして、責任を与えるような形、そういう形にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていて、司法修習を受けた身としては、一生懸命やってる人もいますけど、かなり社会科見学的な形になってる部分もあるというふうに思います。

だから、そこは責任を持たせて、実際に主体的にもっとやらせるべきだというふうに一つ思っているのと、現在の修習生が、司法修習には多分そんなに特に反対の立場ではない人が多いんじゃないかなと思っていて、それはなぜかという、そもそも今のロースクールとか弁護士を目指す人っていうのは、割とやっぱり旧来型の弁護士の仕事をやろうと思ってる人が、いろいろ言っても多いからです。

それは法科大学院とか司法試験もそもそもそうなるから、そこを目指す人は当然そういう人が来るんだと思うんですけども。だから、もっとインハウスとか、将来的にもっと旧来型の弁護士の仕事ではない仕事をやろうという人が来るようになれば、法科大学院卒業生ももっと修習を変えようという人が増えるんだと思いますが、今の状態では、そもそもそういう法廷実務をやりたいという人が司法試験合格者数の中に多いので、割と修習を変えていこうというメンタリティーは、生まれにくいかなというふうに思っています。

山口：分かりました。では、亀井先生。

亀井：司法修習のことがちょっと出たので。要するに研修弁護士構想のような構想と、司法修習というのを対決するような形で日弁連で議論するというのは、それは現状では全く無理だと思います。司法研修所というものがナンセンスだということは別にないし、非常にいい内容のことは織り込まれていますので、司法修習という制度はそれはそれで意義のあるものとして、また裁判法曹を生み出すやり方としてそれはいいと思うのですが、問題は、そういう裁判法曹以外についても、今は日弁連へ行けば、いろいろな分野で法曹資格を持った人が進出するという事は、勧めているわけです。

それは日弁連としても異論なくやっているわけで、そういう場合に、企業とか自治体に入っていく場合に、いろいろな分野でいろいろな活躍をするというときに、司法修習のような

修習が果たして絶対必要なのかということについて、そういうところに入った人の意見をよく聞いてみると、必ずしもそうではないと思うのです。

多分山口さんもその辺のことは、筑波でもそういう人を育てているからよく分かっていると思うのですが、そういう人たちの意見を聞いたりすると、修習というのは必ずしもベストだと思わないと。むしろ研修所という1年間があるために、研修所へ行って法曹資格を取ろうか躊躇するというような人が存在するということですので、そこは修習を経なくても法曹資格になれるという道をつくれればいいと思うのです。

現実には今、7年間ですかね、企業とかいろいろなところで仕事をして法曹資格を取る道というのがあるわけで、それをもっと短くするとか、もう少し要件を付加するとか、それは工夫によってそういう道もあるという議論は、現状にある制度の延長線上にあることですし、そういう制度をもっと拡充してしまえば、研修所に行って1年間、貸与制の問題はあるのですが、今、無給ですよ。それよりも就職をして企業とか、あるいは法曹資格のある人の下で指導を受けて給料をもらうというのを何年間かしたら、法曹として一人前で仕事できるというような制度にしたら、早くそういうところに就職しようと。研修所に行かずにそういう方向に進もうと言う人も、現実にもっともって出てきたら、そういうふうに進んでいくのではないかと。ですから、大上段に研修所を批判して、それはいかんとか、そういう議論ではなくて、今の方向を考えたらどうかと私は思います。

宮澤：事実上、研修弁護士にしてしまえばいいわけやね。

亀井：そうです。

花本：今の点、ちょっと私の関心に触れたので、お答えというか、議論というか、意見を申し上げたいんですが。やはり法曹像の転換というのは大事だと思ってまして、今、教員も、受験生、学生も皆、法廷法曹を念頭に置いてロースクールへ来ちゃうんですね。

司法試験が後ろに控えているので、また司法試験自体がそうなりますからなかなか難しいんですけどもかめ、教員の立場から、私の教員としての立場から言うと、まず、カリキュラムをそういう方向に変える、意識を変えて、広い意味での、私が言うのは要するにコンピテンスをベースにして、法廷法曹に限られない法曹像をメインにして、教育目標を立ててカリキュラムを作る。そういう方向へ持っていく必要がある。そうものをわれわれが考えてやればできなくはないし、こういう目標でこういうカリキュラムやります、それを目指して来てくださって学生に訴求するっていうことも大事だと思います。また、既にやってるかもしれないませんが、法科大学院協会で行われてるキャラバンでも、そういう方向をもっと打ち出していけばよいのではないかと思います。今のところ、ほかの職種の紹介もありますが、やっぱり法廷法曹中心なんですね。

法廷弁護士がインハウスやります、公務員になりますではなくて、それらも全部含めて法

曹なんであって、中には裁判やる人もいますがっていう方向に何とかもってかないと、それは発展していかないんじゃないかと思っています。大貫先生と目が合ったので、その辺いかがでしょう。

フット：すいません、関連で。私の場合は、ロースクールに入る前に柳田弁護士の事務所でアルバイトする機会もあって、またロースクールの間、夏はローファームのサマークラークでご存じのように2カ月あるいは2カ月半も、でも、ほんとに充実した仕事をする機会もありました。またロースクールが終わってから裁判所のロークラークをする経験もありましたので、私から見て、日本の修習制度でそれぞれ裁判所、検察庁、法律事務所を経験できるということは、とても魅力的であるように思います。しかも見学だけではなく、より充実した経験ができるというのは素晴らしい制度であると思います。しかし、そのような経験をさせるために、司法研修所制度は本当に必要であるかどうか、疑問です。最初から非現実的であるのでそもそも誰も取り上げてもらえませんでしたけども、私はむしろ法科大学院の間の夏、冬を使えば、それぞれを経験させることができる、と思っています。つまり、既修者でも、2年間の夏、冬を使えば、四回の経験が可能となり、現在の任意の5箇所目の修習地が行けなくても、法律事務所、検察庁、そして裁判所の民事部および刑事部の4箇所の経験ができるはずである、と思っています。

しかも、そのような経験により、法科大学院における教育の意味もまた違ってくるはずです。経験してから授業を受けると、ああ、なるほど、そういうことなのか、と目覚めることが多いはずです。ですので、当初は法科大学院生が多かったため実現できなかったかもしれませんが、今はこれだけ減ってしまったので（笑）、もう一度考えても良いのではないかと思います。

山口：ありがとうございました。

最後に大貫先生。ほぼ時間も尽きかかってきました。

大貫：最後はちょっとあれなんです、花本先生おっしゃること全くそのとおりで、協会でもキャラバンと称して「法科大学院がわかる会」という説明会を全国でやっていますけれど、弁護士、法曹には多様な道があるんだということをできるだけ示す方向で、多様な仕事をしている弁護士の座談会などを行っています。

おっしゃるとおりで、法廷法曹中心に法曹像定式化されると、とにかく現状維持の話になってしまいます。法廷法曹はそんなに要りませんので、簡単に言うと、だから、別に弁護士そんなに増えなくてもいいって話になっちゃうので、法曹像の転換は決定的に必要なっていうふうには思っております。

他方で、法曹も学生さんもなかなか法曹像の換を共有してくれないということがあって、これにどう対応するのかということも、この分野に関わる人の共通の課題なんじゃないで

しょうか。

先ほどの窮乏化論も、現実には窮乏化していないと、私は事実認識としてそう思ってるんですが、問題は、そうだと思われてるってことが重要で、とにかく弁護士さんって食えないって思われてるってということ、法科大学院は金もかかる、司法試験も受からん。大体こういう話が續くと誰も法曹の途に来ないってということになるわけで、これを関係者として一致してどう打破していくかが重要だと思います。

さっき丸島弁護士もおっしゃったんですけど、法曹三者プラス文科、法科大学院にとって一番大事なことは、これら関係者が一緒にやっていることを見せることだと思うんです。弁護士会と法務省あたりが、給費制うんぬんでまたドンパチやられると非常に外観が悪い。誰も、こんながたがたしているところに来なくなる。やはり法曹三者プラス、文科、ロースクール教員が一致してこの業界を支えていくんだということを、発信するということが極めて重要なのではないかと思います。今日の議論を聞いて、この点の発信が非常に重要じゃないかなという感じがしました。

最後にしてもらっては困るので誰か他の方に振ってください (笑)。

山口：では、ほんとに最後にもしお一方あればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

宮澤：須網さん、何かないの？ 窮乏化論を出した人だから。

宮川：明るい話 (笑)。

須網：私は、先ほど窮乏化論の話をしましたけれど、実際に窮乏化しているか、弁護士自身がどのように認識しているかということが重要な問題ではなくて、世間から、日本社会一般からこの弁護士業界がどう見られているのかが問題の焦点であろうと思います。

これは、恐らくそうではないかと推測するのですが、弁護士会は、「弁護士は素晴らしい仕事である、だから、どんな状況になろうが、みんなが弁護士になりたいんだ」というように、まですずっと信じていたと思います。しかし残念ながら、それは少子化以前の状況だと思うんです。

つまり子どもの数が減って、それぞれのセクターが優秀な人たちを奪い合っているのが今の状況なわけです。ですから、いわゆるベビーブーム、今の団塊の世代、丸島先生よりちょっと上の方ぐらいのところで、当時は子どもの数は毎年何百万人もいたわけですね。

それが、子供の数が、その頃の3分の1、4分の1になっているにもかかわらず、従来と同じようなマインドセットで、「弁護士が食えないんだ」という情報をずっと発信し続けていたのは、やっぱりまずかったんだろうと思います。

ですから、そのマインドセットをどう変えて、また人々のマインドセットもどうやって変えさせるのか。この少子化時代に合った戦略をどう作るのか、問われてるのではないかと

思います。

先ほど、私は「緩慢な死を迎えつつある」と言いましたけれども私はロースクールと心中するつもりでやっておりますので（笑）、つぶれるまでここから逃げようという気は全くありません。しかし、私に逃げる気がないと言っても、別に受験者は増えないわけです（笑）。大貫先生がそう言っても全然増えないです。

ですから、そこをどうするかを、業界として真剣に考えなければいけないと思います。以上です。

山口：長時間ありがとうございました。本当は場内を見回すともっとお話伺いたい方々が多くいらっしゃるのですが、さすがに時間も尽きましたので、本日は、これで終わりとさせていただきます。

今日、この会合を持ちました趣旨は、やはり、今は何の時代なのかという問題意識です。ほんとうにロースクール制度が死にゆく段階に来ているのか、多くの人たち、関係者の消耗感も非常に激しいです。ただ、まだやることがあるのではないのか、そして今何をやるべきなのだろう、そのヒントが得られないだろうかと思って、今日の議論の機会を持ちました。

いろいろな先生方のご意見から、悲観論もあれば楽観論もある、しかし、まだまだやることはあるというような感触を得ることができたと思います。

今日は大変有意義な会合を持つことができました、登壇者の皆さま、そしてご参会者の皆さまも本当にありがとうございました。

この後の続きとしまして、懇親会のご案内が皆さまのお手元に行っているかと思えます。この会場の近くにありますリーガルクリニック事務所で懇親会を開きますので、さらにお話を深めさせていただければ幸いです。本日は大変にお疲れ様でございました。